

諸外国における陪参審制度に関する資料

- A-1 米国における陪審制関係条文（仮訳）
- A-2 米国各法域における陪審制度
- E-1 英国における陪審制関係条文（仮訳）
- F-1 フランスにおける刑事裁判権の審級と裁判体の構成（成人）
- F-2 フランスにおける参審制関係条文（仮訳）
- G-1 ドイツにおける刑事裁判権の審級と裁判体の構成（成人）
- G-2 ドイツにおける参審制関係条文（仮訳）

米国における陪審制度関係条文（仮訳）

. 連邦法典第 28 編第 121 章（陪審員；陪審員による裁判）

（ U.S. Code Title 28, Chapter 121 - Juries; Trial by Jury ）

第 1861 条（方針の宣言）

合衆国の方針として、陪審裁判を受ける権利を保障された連邦裁判所におけるすべての訴訟当事者は、その法廷が開かれる地区（district）又は区域（division）の地域社会の住民構成を正しく代表するもの（a fair cross section of the community）から無作為に選出された大陪審及び小陪審の審理を受ける権利を有している。さらに、合衆国の方針として、すべての市民が合衆国の連邦地方裁判所での大陪審及び小陪審の陪審員の職務につく候補者となる機会を得なければならない、そのために召喚された場合には陪審員として職務を行う義務を負わなければならない。

第 1862 条（差別の禁止）

いかなる市民も、人種、皮膚の色、信教、性別、出身国、経済状態を理由として、合衆国の連邦地方裁判所又は国際通商裁判所（Court of International Trade）における大陪審又は小陪審の職務から排除されてはならない。

第 1863 条（陪審員の無作為選出のための計画）

(a) 各連邦地方裁判所は、本編第 1861 条及び第 1862 条の目的を達成するように設計され、かつ、本編の他の規定に適合する、大陪審員及び小陪審員の無作為選出のための明文による計画を考案し、実行しなければならない。この計画は、連邦控訴裁判所裁判官会議（judicial council of the circuit）の構成員及び当該連邦地方裁判所の所長（chief judge）又は所長が指名する当該地方裁判所の他の現役の裁判官によって構成される審査委員会（reviewing panel）の承認を得た後、実行に移されるものとする。委員会は、計画を精査し、計画が本編の各規定に適合している

ことを確認しなければならない。審査委員会が計画が適合していないものであると認めた場合は、委員会は、適合していない箇所の細目を示し、連邦地方裁判所に対して、合理的な期間内にその瑕疵を修正した代わりに計画を提出するよう命じなければならない。一つの管轄地区の中で、それぞれの区域ごとに、または複合した数区域ごとに、各別の計画を採用することもできる。連邦地方裁判所は、いつでも計画を修正することができ、また、審査委員会から指示されたときは、計画を修正しなければならない。連邦地方裁判所は、審査委員会、合衆国裁判所事務局（Administrative Office of the United States Courts）、及び合衆国司法長官（Attorney General of the United States）に対し、当初の計画の採択及び将来の修正を、その写しを提出して直ちに通知しなければならない。連邦地方裁判所により主導された計画の修正は、委員会の承認を得た後に効力を発する。各連邦地方裁判所は、その管轄区域内の陪審員選定の手続について、合衆国司法会議（Judicial Conference of the United States）が指定する形式と時期に従い、合衆国裁判所事務局に対して報告書を提出しなければならない。合衆国司法会議は、時に応じて、本編の下で策定される計画の規定と運用に関する規則を採用することができる。

(b) この計画は、とりわけ、

(1) 陪審員選定手続を管理するために、陪審委員会（jury commission）を設立するか、裁判所書記官にその権限を付与しなければならない。計画が陪審委員会を設立する場合、連邦地方裁判所は、裁判所書記官とともに陪審委員会として職務を行う市民を一人指名する。ただし、コロンビア特別区の計画は、3名の市民で構成される陪審委員会を設立することができる。市民の陪審委員は、ともに職務を行う書記官と同じ政党に所属してはならない。書記官又は陪審委員会は、場合に応じて、連邦地方裁判所の所長又は計画が定める連邦地方裁判所の他の裁判官の監督及び管理の下で行動しなければならない。各陪審委員は、在職中、任命があった管轄地区又は区域に居住しなければならない。市民の各陪審委員は、任務の遂行のために必要に従事したそれぞれの日について、連邦地方裁判所の計画で

定められた1日あたり50ドルを超えない額の手当て、及びその任務の遂行のために費やした旅費、生活費（subsistence）その他の必要経費について補填を受けることができる。合衆国司法会議は、陪審委員が受ける旅費、生活費その他の必要経費のためのの手当について基準を定めることができる。

- (2) 陪審員候補者の名前を、地区若しくは区域内の行政小区画（political subdivisions）における選挙人登録名簿から選択するのか、実際の投票人名簿から選択するのかを特定しなければならない。計画は、本編の第1861条と第1862条によって保障された合衆国の方針を促進し、権利を保護するために必要なときは、選挙人名簿に加えて、名前を抽出する他の母集団を定めなければならない。コロンビア特別区の計画は、陪審員候補者の名前を、選挙人名簿からではなく市民名簿から選択されるものとするすることができる。プエルト・リコ地区及びパナマ運河地帯地区の計画は、選挙人名簿に代えて、陪審員候補者の名前を抽出する他の母集団を規定することができるが、その利用は本編の第1861条と第1862条において宣言された方針及び保障された権利と整合するものでなければならない。マサチューセッツ州地区の計画は、陪審員候補者の名前を、選挙人名簿からではなく、マサチューセッツ一般法（Massachusetts General Laws）の234A章に規定される住民台帳（resident list）又はこれに相当する出典から選択するものとするすることができる。
- (3) 本項の(2)で特定された母集団から名前を選択する際に、陪審委員会又は裁判所書記官が従うべき手続の詳細を特定しなければならない。これらの手続は、法廷が開かれる地区又は区域の地域社会に居住する住民の構成を正しく代表するものからの無作為抽出を保障するように設計されなければならない。これらの手続は、管轄地区若しくは区域内にある郡又は同様の行政小区画それぞれの住民の名前が陪審員基本台帳（master jury wheel）の中に入れられること及び各郡又は同様の行政小区画が、その管轄地区、区域、又は複合区域の陪審員基本台帳の中において、人口にほぼ比例して代表されるこ

とを保障しなければならない。陪審員基本台帳における比例的代表性を判断するためには、各郡又は同様の行政小区画における直近の総選挙での実際の投票者数、又はその地区又は区域内全体で選挙人の登録が等しく要求されている場合には、登録された選挙人の数を利用することができる。

(4) これらの無作為に選択された名前が入れられるべき陪審員基本台帳（又は、目的及び機能において同様の装置）について規定しなければならない。計画は、陪審員基本台帳の中に最初に入れられるべき名前の最小限の数を定めなければならない。その数は、その地区又は区域のため名前を抽出する母集団として用いられた名簿に含まれる名前の数の少なくとも0.5%でなければならない。しかし、この数が煩わしく不必要であると認められる場合には、計画は、基本台帳に入れられるべき名前の数を、より少数に定めることができるが、いかなる場合でも1000名未満となってはならない。連邦地方裁判所の所長、又は計画が定める地方裁判所の他の裁判官は、必要に応じてその時々、陪審員基本台帳に追加の名前を入れるよう命令することができる。計画は、時期を定めて、陪審員基本台帳の定期的入れ替えについて規定しなければならない。入れ替えの間隔は4年間を超過してはならない。

(5)(a) (b)に規定されている場合を除き、個別の申出があるときに陪審の職務から免責されるべき集団又は職業分野を明記しなければならない。このような集団又は職業分野は、これらの者による陪審の職務の履行が過度の負担又は著しい不便をその成員にもたらし、その成員の職務の免責が本編の第1861条及び第1862条に矛盾しないものと連邦地方裁判所が認め、かつ、計画がその旨記載している場合にのみ陪審の職務を免責される。

(b) 個別の申出があるときに「安全奉仕に係る職員（volunteer safety personnel）」が陪審の職務から免責されることを明記しなければならない。本号における「安全奉仕に係る職員」とは、

消防隊員，レスキュー隊員，救急隊員などの，公的な資格により無報酬で当局（1968年包括的犯罪防止及び街路安全法（Omniibus Crime Control and Safe Streets Act of 1968）の第1編の1203条（6）に規定されているとおり）のために働く個人のことである。

- (6) 以下の者が，陪審の職務の免除により，陪審の職務の履行を禁じられていることを明記しなければならない。
- (a) 合衆国の軍隊において現役の隊員である者
- (b) 州，コロンビア特別区，準州（territory）若しくは領土（possession），又は州，コロンビア特別区，準州若しくは領土の行政小区画の消防職員又は警察職員
- (c) 合衆国，州，コロンビア特別区，準州若しくは領土又は州，コロンビア特別区，準州若しくは領土の行政小区画の，行政，立法，又は司法部門の公務員であり，公務の執行に現実に従事している者
- (7) 陪審員有資格者名簿（qualified jury wheel）から抽出された名前を，当事者及び公衆に公開する時期を定めなければならない。計画がこれらの名前を公開することを認めている場合でも，計画は，連邦地方裁判所の所長又は計画が定める裁判官が，司法の利益が要求する場合に，これらの名前を非公開とすることを認めることができる。
- (8) 陪審員有資格者名簿から名前が抽出された者を大陪審及び小陪審に割り当てる際に，裁判所書記官又は陪審委員会が従うべき手続を明記しなければならない。
- (c) 最初の計画は，1968年陪審員の選定と服務に関する法律（Jury Selection and Service Act of 1968）の制定の日から120日以内に，各連邦地方裁判所によって作成され，かつ，本条（a）項に規定された審査委員会に送付されなければならない。委員会は，計画が提出されてから60日以内にその承認又は修正の指示をしなければならない。各計画又は委員会の指示によりなされた修正は，承認後，承認の日から90日を超えない，委員会の指定する日に発効する。本条（a）項に従い連邦地方裁

判所により主導された修正は，修正の日から 90 日を超えない，委員会の指定する日に発効する。

- (d) 州，地方，及び連邦の選挙人登録簿，実際の投票者名簿，又は他の適当な記録を所持，管理又は支配する職員は，陪審委員会や書記官が本編の義務を遂行するために必要かつ適切と思われるときにいつでも，検査，複製，複写ができるよう，これらの名簿や記録を利用可能にしておかなければならない。連邦地方裁判所は，合衆国司法長官からの申請に基づき，適切な過程により本項の遵守を強制することができる。

第 1864 条（陪審員基本台帳からの名前の抽出；陪審員資格確認書への記入）

- (a) 連邦地方裁判所の指示がある時は，裁判所書記官又は地方裁判所裁判官は，陪審員基本台帳から陪審の職務に必要な数の名前を無作為に公開で抽出するものとする。裁判所書記官又は陪審委員会は，裁判所の命令に基づき，陪審員基本台帳から抽出した名前のアルファベット順のリストを準備することができる。そのように準備されたリストは，連邦地方裁判所の計画又は本編の第 1867 条若しくは第 1868 条による場合を除いては，何人にも公開されてはならない。裁判所書記官又は陪審委員会は，基本台帳から名前が抽出されたすべての人々に対し，陪審員資格確認書（juror qualification form）を，記入のうえ，正しく署名と宣誓をし，10 日以内に書記官又は陪審委員会に郵便で返送すべき旨の指示を付して郵送しなければならない。もし，本人が，それに記入することができない場合は，他の者が本人のために記入し，その旨及びその理由を示さなければならない。確認書の回答に欠落，あいまいさ，又は誤りがあると認められる場合には，書記官又は陪審委員会は，必要な追加又は訂正を行った上 10 日以内に書記官又は陪審委員会に返送すべき旨の指示を付して，その者にその確認書を返送しなければならない。記入を終えた陪審員資格確認書を指示通りに返送しなかった者は，確認書への記入をするために書記官又は陪審委員会の面前に直ちに出席するよう召喚され得る。陪審員資格確認書を指示通りに返送しなかったため出席す

るよう召喚され、書記官又は陪審委員会のところに出頭して陪審員資格確認書の記入をした者は、その記入及び返送の懈怠が故意でない限り、裁判所の裁量により、その出頭について本編第1871条の規定により陪審員に支払われるものと同額の手当及び旅費を受け取ることができる。陪審の職務のために出頭した時は、出頭者は、陪審委員又は裁判所書記官の面前で別の陪審員資格確認書を記載することを求められることがあり、その場合において、正当と認められるときは、確認書の質問に対する答に関するものに限り、質問を受けることがある。このようにして書記官又は陪審委員により得られた情報は、陪審員資格確認書に記録され、連邦地方裁判所の所長または計画が定める他の裁判官に送付されることがある。

- (b) 本条の(a)項により召喚されながら指示されたとおりに出頭しなかった者は、連邦地方裁判所によって、直ちに出頭し、召喚状に従わなかった理由を明らかにするよう命ぜられる。そのような命令に従って出頭せず、又は召喚状に従わなかったことについて十分な理由を示さなかった者は、100ドル以下の罰金若しくは3日以内の拘禁、又はそれらを併科され得る。陪審の職務を免れ、又はこれを得る目的で、陪審員資格確認書の重要事項について故意に虚偽の記載をした者は、100ドル以下の罰金若しくは3日以内の拘禁刑に処し、又はそれらを併科することができる。

第1865条（陪審の職務を行う資格）

- (a) 連邦地方裁判所の所長又は計画の規定する他の裁判官は、職権により、若しくは書記官若しくは陪審委員会の提案に基づき、又は裁判所の陪審員選定の計画がそのように定めている場合には裁判所の監督を受けた書記官は、陪審員資格確認書及び他の適当な証拠により与えられた情報のみに基づいて、その者が陪審員として不適格であるか、陪審の職務から免除若しくは免責されるべきかについて決定しなければならない。書記官は、この決定を陪審員資格確認書に設けられた空欄、及び陪審員基本台帳から抽出されたアルファベット順の名前のリストに記入しなければ

ならない。召喚に対して出頭しない者がいた場合には，その事実は前述のリストに記載されなければならない。

(b) この決定をするについて，連邦地方裁判所所長若しくは計画が規定する他の裁判官，又は裁判所の陪審員選定計画がそのように定めている場合には書記官は，その者が以下に該当する場合を除き，いかなる者も連邦地方裁判所における大陪審及び小陪審の陪審員を務める適格があると認めなければならない。

- (1) その管轄区に1年以上居住している18歳以上の合衆国の市民ではない場合
- (2) 陪審員資格確認書を十分に記入するに足りる程度に，英語を読み，書き，理解することができない場合
- (3) 英語を話すことができない場合
- (4) 精神的又は身体的な障碍により，陪審の職務を十分に果たすことができない場合
- (5) 1年を超える拘禁刑により処罰し得る犯罪を理由に訴追が係属中であり，又はそのような罪により州又は連邦の裁判所で有罪判決を受け，市民権が回復されていない場合

第1866条（陪審員団の選定及び召喚）

- (a) 陪審委員会，又はそれがいない場合には書記官は，陪審員有資格者名簿を管理するとともに，陪審員基本台帳から抽出されて陪審員として適格であると決定され，連邦地方裁判所の計画による免除又は免責を受けていない者すべての名前をこの名簿に入れなければならない。時に応じて，陪審委員会又は書記官は，陪審員有資格者名簿から大陪審員団及び小陪審員団に割り当てるのに必要な数の人の名前を，無作為に公開で抽出しなければならない。陪審委員会又は書記官は，各大陪審員団及び小陪審員団に割当てられた者の名前のリストを各別に作成しなければならない。
- (b) 裁判所が大陪審員又は小陪審員の抽出を命じたときは，書記官，陪審委員会又は正規に指定されたそれらの代理人が，陪審員として必要な数

の召喚状を発行しなければならない。

陪審の職務のため抽出されたそれぞれの者には、直接に、又は、その者の通常の居宅若しくは職場の住所に宛てられた書留、配達証明、又は第1種郵便により、その通知がなされる。

この通知が直接なされる場合には、召喚状は、書記官、陪審委員会又はその正規の代理人によって、その通知を行う執行官に渡される。

この通知が郵便によって行われる場合には、召喚状は、執行官、又は書記官、陪審委員会若しくはその正規の代理人によって送達され、それらの者は送達の宣誓供述書を作成し、書留又は配達証明された召喚状の受取人からの受領証明をそれに添付しなければならない。

- (c) 本編の第1865条、又は本編第1863条(b)の(5)若しくは(6)に従って採択された陪審員選定計画に規定された場合を除き、いかなる者又はいかなる階層も陪審の職務に不適格とされ、排除され、免責され、免除されてはならない。ただし、陪審の職務のために召喚された者は、
- (1) 過度の負担又は著しい不便が生ずることを示すことにより、裁判所が必要と認める期間、裁判所により又は裁判所の陪審員選定の計画がそのように定められている場合には裁判所の監督を受けた書記官により免責されることがある。その場合、その期間が終了した際は、本条の(b)及び(c)に基づき再度陪審の職務のために召喚され、又は陪審員選定の計画が定めている場合は、本条の(a)に従い、再度陪審員有資格者名簿の中に名前が入れられるものとする、
 - (2) その者が公平な陪審の職務を果たすことができないおそれがあり、又はその者が陪審員として務めることが裁判手続を妨げるおそれがあるという理由により、裁判所によって排除されることがある、
 - (3) 法律の定めるところに従い理由を示さない忌避によって排除されることがある、
 - (4) いずれかの当事者から、正当な理由を示して忌避の申立てがある時は、法に規定された手続に従って排除されることがある、
 - (5) その者が陪審員として務めることが、手続の秘密保持を脅かし、又はその他陪審評議の廉潔性に悪影響を与えるおそれがあるとの裁

判所の決定により排除されることがある。いかなる者も，裁判官が公開の法廷において，この排除が正当なもので，かつ，その者の排除が本編の第1861条及び第1862条に抵触しないと決定した場合でなければ，本項の(5)により排除されることはない。本項の(5)により排除される者の数は，計画において特定された，陪審員基本台帳の編成と編成の間の期間に記入済みの陪審員資格確認書を返送した者の人数の1%を超過してはならない。本項の(5)により排除された者の名前は，その排除についての詳細な説明とともに，その巡回区の連邦控訴裁判所裁判官会議に速やかに報告されなければならない。同会議は，本項の(5)の誤った適用を矯正するために，不遑及的又は遑及的に適当な命令を出す権限を有するが，さもなければ，同項により行われた排除は本編の規定に基づく異議申立てに服することはない。本項の(2)，(3)又は(4)により特定の陪審から排除された者は，その排除の理由が他の陪審において職務を行う能力に関係しない場合には，他の陪審において職務を行う資格がある。

- (d) ある者が陪審の職務について不適格とされ，免責され，免除され，又は排除されたときはいつでも，陪審委員会又は書記官は，その者の陪審員資格確認書又は陪審員有資格者名簿から引き抜かれたその者のカード (the juror's card) の余白に，その具体的な理由を記入しなければならない。
- (e) 何人も，2年の間のうちに，
 - (1) 特定の事件での陪審の職務を遂げるのに必要な場合を除き，合計として30日を超えて小陪審員を務め，又は，小陪審員候補者として裁判所に出頭すること，
 - (2) 大陪審に2回以上従事すること，又は
 - (3) 大陪審員及び小陪審員の双方を務めることを要求されることはない。
- (f) 陪審員有資格者名簿から抽出された小陪審員が予期せず不足した場合には，裁判所は，執行官に対して，本編の第1861条と第1862条

に従った裁判所の命ずる方法により，選挙人登録名簿，実際の投票者の名簿，又は計画に定められた他のリストから無作為に抽出された，十分な数の小陪審員を召喚するよう命ずることができる。

- (g) 陪審の職務のため召喚されたにもかかわらず，指示されたとおりに出頭しなかった者は，連邦地方裁判所により，直ちに出席し，召喚に応じなかったことについて理由を示すことを命ぜられるものとする。召喚状に応じなかったことについて十分な理由を示さない者は，100ドル以下の罰金，若しくは3日以内の拘禁刑に処し，又はそれらを併科することができる。

第1867条（選定手続の遵守に関する異議申立て）

- (a) 刑事事件においては，ヴォア・ディール（Voir Dire）が開始される前において，又は被告人が後述の根拠を発見したとき若しくは注意を払えば発見することができたときのいずれか早い方の時点から7日以内に，被告人は，大陪審又は小陪審の選定において本編の規定の重大な違反があったことを根拠として，公訴の棄却，又は手続の停止を申し立てることができる。
- (b) 刑事事件においては，ヴォア・ディールが開始される前において，又は合衆国司法長官が後述の根拠を発見したとき若しくは注意を払えば発見することができたときのいずれか早い方の時点から7日以内に，司法長官は，大陪審又は小陪審の選定において本編の規定の重大な違反があったことを根拠として，公訴の棄却，又は手続の停止を申し立てることができる。
- (c) 民事事件においては，ヴォア・ディールが開始される前において，又は当事者が後述の根拠を発見したとき若しくは注意を払えば発見することができたときのいずれか早い方の時点から7日以内に，いずれの当事者も，小陪審の選定において本編の規定の重大な違反があったことを根拠として，手続の停止を申し立てることができる。
- (d) もし事実であれば本編の規定の重大な違反を構成すると考えられる事実に関する宣誓証言を伴う，本条の(a)，(b)又は(c)に基づく異議が

申し立てられたとき，異議を申し立てた当事者は，その異議を立証するために，利用できる場合には陪審委員会又は書記官の証言，陪審委員会又は書記官により使用された非公開の又はその他の利用不能な関連記録若しくは書類，及び他のいかなる関連証拠を提出することができる。裁判所が，大陪審選定について，本編の規定の重大な違反があったと判断した場合には，裁判所は，本編の規定に従って大陪審が選定されるまで手続を停止するか，公訴を棄却するか，いずれか適当と認める手続をとらなければならない。裁判所が，小陪審選定について本編の規定の重大な違反があったと判断した場合には，裁判所は，本編の規定に従って小陪審が選定されるまで手続を停止しなければならない。

- (e) 本条によって規定された手続は，連邦犯罪により訴追された者，合衆国司法長官，又は民事事件の当事者が，本編の規定に従って陪審が選定されなかったことを理由として陪審について異議を申し立てる唯一の手段である。本条は，すべての者又は合衆国が，大陪審又は小陪審の職務につく者を選定する手続において人種，皮膚の色，信教，性別，出身国，又は経済状態を理由とする差別を禁止するあらゆる法の擁護又は執行のために用いることができる他の民事的又は刑事的な救済を求めることを妨げるものではない。
- (f) 陪審員選定手続に関して陪審委員会又は書記官によって使用された記録又は書類の内容は，連邦地方裁判所の計画に従った場合，又は本条の(a)，(b)又は(c)に基づく異議の準備又は提出に必要である場合を除いて，本編の第1863条(b)(4)に従い陪審員基本台帳が入れ替えられ，かつ，入れ替え前に陪審員に選任されたすべての者がその任務を終了するまでは，公開されない。事件の当事者は，このような異議の準備中又は係属中で合理的と認められる時期にはいつでも，この記録又は書類を検査し，複製し，複写することを許されなければならない。本項に違反して記録又は書類の内容を公開した者は，1000ドル以下の罰金若しくは1年以内の拘禁刑に処し，又はこれを併科することができる。

第1868条（記録の管理及び点検）

本編第 1863 条(b)(4)に従い陪審員基本台帳が入れ替えられ、かつ、それ以前に陪審員に選任されたすべての者が陪審の職務を終了した後は、基本台帳の入れ替え前に陪審委員会又は書記官によってまとめられ管理されたすべての記録及び書類は、4 年間又は裁判所の命令によって定めるそれより長い期間、書記官の管理の下で保存されなければならない、かつ、各陪審の選定の合法性を確認するために公衆が閲覧できるようにしなければならない。

第 1869 条(定義)

この章における、

- (a) 「書記官」及び「裁判所書記官」とは、連邦地方裁判所の書記官、権限を認められた書記官代理、及び本章中の職務の遂行にあたり書記官を補助する権限を裁判所に認可された者を指すものとする。
- (b) 「裁判所所長」とは、連邦地方裁判所の所長を指すものとする。
- (c) 「選挙人登録名簿」とは、州又は地方の選挙事務担当官により管理された、直近の州選挙若しくは直近の連邦総選挙での投票のため登録をなした者の公式記録、又は州若しくはその行政上の小区域が登録を投票の必要条件として要求していないときは、その選挙における投票資格者の他の公式な名簿を指す。また、「選挙人登録名簿」には、1965 年投票権法 (Voting Rights Act of 1965) に従って連邦検査官が管理する投票有資格者名簿に登載された名前が、適格な州又は地方職員により管理された公式登録名簿又は他の公式名簿に含まれていない場合には、上記投票有資格者名簿を含むものとする。グアム及びヴァージン諸島に関しては、「選挙人登録名簿」は準州選挙事務担当官により管理される、直近の準州総選挙において投票のため登録された者の公式記録を指すものとする。
- (d) 「実際の投票人名簿」とは、直近の州選挙又は直近の連邦総選挙で実際に投票した者の公式名簿を指すものとする。
- (e) 「区域」とは、(1) 裁判所管轄区内の一若しくは複数の法定区画、又は(2) 裁判所が 2 か所以上ある法定区画若しくは法定区画のない裁判所

管轄区にあっては，地方裁判所計画が定める，裁判所が所在する場所を取り囲む郡又は同様の行政上の小区画を指すものとする。ただし，各郡若しくは同様の行政上小区画が漏れなくいずれかの区域に含まれることを要する。

- (f) 「連邦地方裁判所」，「地方裁判所」及び「裁判所」とは，本編第5章により設置された地方裁判所及び連邦法（Act of Congress）により準州に設立され，本編第5章により設置された地方裁判所の管轄権を付与された裁判所を指すものとする。
- (g) 「陪審員台帳」とは，適切にプログラムされた電子データ処理システム又は装置など，目的又は機能に関して同様の装置又はシステムを含むものとする。
- (h) 「陪審員資格確認書」とは，合衆国連邦裁判所事務局により制定され，合衆国司法会議が承認した書式で，氏名，住所，年齢，人種，職業，学歴，当該裁判所管轄区内での居住期間，住居地から裁判所所在地までの距離，過去の陪審員歴，及び陪審員候補者の国籍，並びに陪審の職務から免責又は免除されるべきか否か，陪審員を務めるための能力に影響する肉体的又は精神的欠陥があるか否か，英語を読み，書き，話し，理解することができるか否か，1年以上の拘禁刑により処罰し得る州若しくは連邦の犯罪を起こしたという理由で訴追が係属中であるか否か，又はそのような罪により州若しくは連邦の裁判所で有罪判決を受け市民権が回復されていないかを答えさせるものを指すものとする。その書式は，本編の各規定に矛盾しない，司法の健全な運営のため地方裁判所の計画が求めるその他の情報を尋ねることとするが，その回答は義務付けないものとする（request, but not require）。書式はまた，返答内容は回答者の知る限り真実である旨の宣誓供述を伴っていなければならない。公証は要求されないものとする。書式は，信教，出身国，又は経済状態に関する情報を提供することは陪審の職務を果たす資格を得るための前提条件ではないこと，そのような情報の提供を不快と考えるときは提供する必要はないこと，及び人種に関する情報は陪審員選定に際して差別が無いことを実現するためだけに要求され，陪審の職務を果たす個人の資格と

- は関係がないことを明確に伝える記述を含むものとする。
- () 「公務員」とは、公職に選挙により選ばれた者又はそのような者から直接に任命された者を指す。
- (j) 本章第1866条(c)(1)に基づく即時の陪審の職務からの免責理由となる「過度の負担又は著しい不便」とは、裁判所所在地からの距離的若しくは時間的な相当の遠隔、家族の重病、若しくはその他緊急性及び非常性において、召喚を受けた時点で陪審員として職務を行う義務に優越する緊急事態、又は陪審員を務めるに際しての過度の負担若しくは著しい不便にあたり裁判所が決定するその他の要因を指す。さらに、公判又は大陪審手続が30日を超える職務を要すると予想される状況においては、裁判所は、更なる一時的な免責の理由として、その職務の期間、重要な従業員が欠勤することにより生じるであろう雇用者の深刻な経済的苦境を考慮することができる。
- (k) 本章第1864及び第1866条でいう「公開で抽出」とは、適切な公告がなされた後に管轄区域内で行われ、裁判所書記官又は陪審委員会の監督の下で一般市民に公開して行われる抽出を指すものとする。ただし、抽出が電子データ処理によりなされるときは、「公開で抽出」とは、陪審員の氏名が抽出される地区での適切な公告がなされた後に管轄区域の内又は外に所在するデータ処理センターで行われる抽出で、合衆国司法会議が規則により定める、書記官又は陪審委員会の監督の下で一般市民に公開で行われる抽出を指すものとする。
- (l) 「陪審員召喚状」とは、書記官、陪審委員会、又は正当に指名されたそれらの代理により発付された召喚状であって、裁判所の公印が印刷又は押印されており、召喚状又は召喚状を送付する封筒に発付した書記官の名前があらかじめ印刷され、タイプされ、又は複写されて記されたものをいう。

第1870条(忌避)

民事事件では、それぞれの当事者は、3回の理由を示さない忌避の権利を有する。複数の被告又は原告は、忌避を行うにあたっては単一の当事者

とみなすことができるが、裁判所は、追加の理由を示さない忌避を許可し、それを別個に又は共同して行わせることができる。

理由付きでも理由を示さないときでもすべての忌避は、陪審員候補者全員（array）、陪審員団（panel）に対するものか、個々の陪審員に対するものかを問わず、裁判所によって決定されるものとする。

第 1 8 7 1 条（謝金）

- (a) 本章の規定に従い地方裁判所に出頭した大陪審員及び小陪審員は、本条が規定する謝金及び手当の支払いを受けるものとする。必要な謝金及び手当は、合衆国裁判所事務局長が定める手続に従い、裁判所書記官の認証を受けて支払われるものとする。本条(b)による長期に及んだ勤務のための出頭への謝金は、地方裁判所判事の命令がある場合にのみ書記官により認証を受けるものとする。
- (b)(1) 陪審員は、公判又は聴聞（hearing）の開催地への実際の出頭に対して、1日当たり40ドルの出頭への謝金を支払われるものとする。陪審員は、職務の開始及び終了時、又は職務の最中において、当該開催地との往復に要する時間に対しても出頭への謝金を支払われるものとする。
- (2) 1件の審理に30日を超える出頭を求められた小陪審員は、公判担当裁判官の裁量により、30日を超えて事件の審理に要したそれぞれの日につき、出頭への謝金より10ドルを超えない額の追加の謝金を支払われ得るものとする。
- (3) 実際の勤務で45日を超える出頭を求められた大陪審員は、その大陪審を担当する裁判官の裁量により、45日を超えて実際の勤務をしたそれぞれの日につき、出頭への謝金より10ドルを超えない額の追加の謝金を支払われ得るものとする。
- (4) 実際の勤務で10日を超える出頭を求められた大陪審員及び小陪審員は、裁判官の裁量により、当初の10日間の終了時及びその後10日間勤務する毎に、適当な額の謝金を支払われ得るものとする。
- (5) 追加の出頭への謝金の認証は、その認証の日付にかかわらず、裁

判官の命令により，延期に及んだ勤務の初日から効力を発するもの
とすることができる。

- (c)(1) 各陪審員には，自家用車を利用して移動中の裁判所補助職員への
給費に関する本編第604条(a)(7)に従い合衆国裁判所事務局長
が規定した，距離当たり(per mile)の最高額を超えない額の旅費
が，実際の移動手段を問わず，支払われるものとする。所定の額は，
陪審員の居住地から職務地への往復において現実的な最短の経路を
とった場合に移動しなければならない距離に応じて支払われるもの
とする。所定の額に基づいた距離分全額について，陪審の職務の開
始時又は終了時の支払いが可能である。
- (2) 合衆国裁判所事務局長は，旅費の仮払いについて規定する規則を
発付するものとする。裁判所への往復のための移動距離は，現実的
な最短の経路でなければならない。
- (3) 有料道路，橋，トンネル及びフェリーの通行料は，かかる費用を
要した陪審員に全額支払われるものとする。駐車場の有効な領収書
の呈示があるときは，裁判所の裁量により，合理的な額の駐車料金
がそれを負担した陪審員に支払われ得る。駐車料金は，旅費の算定
表に含めてはならない。
- (4) 召喚を受け，合衆国の陸続きの48州の外にある地方裁判所へ出
向く陪審員は，本条が定める旅費の支払いを受け，又は利用した移
動手段，他の移動手段の利用可能性，及び住居地と裁判所との間の
現実的な最短経路を十分に考慮して，状況に応じて，裁判官又は書
記官の裁量により，合理的と認められる旅費の実費を支払われるも
のとする。
- (5) 召喚を受け，地方裁判所へ出向く大陪審員は，本条が規定する旅
費の支払いを受け，又は飛行機以外の手段をとることが不可能で，
大陪審員を務める地方裁判所の所長が認証したときには，司法会議
が制定した指針に基づき，合理的と認められる航空運賃の実費の支
払いを受ける。
- (d)(1) 食費及び宿泊費等の生活手当は，本編第604条(a)(7)に従い

合衆国裁判所事務局長によりその時々に応じて定められるものとする。ただし、その手当は、同じ地理的範囲において移動中の裁判所補助職員に支払われる手当を超えないものとする。生活手当の請求には明細書を要さないものとする。

- (2) 生活手当は、裁判所所在地における宿泊が必要となったときに陪審員に支払われ、宿泊が必要な場合に出頭地との往復移動に要した時間に対して支払われるものとする。
- (3) 合衆国の陸続きの48州の外にある地方裁判所で職務を行う陪審員への生活手当は、本編第604条(a)(7)に従い合衆国裁判所事務局長が増額された日当の定めをしている地域における移動中の裁判所補助職員に支払われる日当額を超えない額で支払われるものとする。
- (e) 陪審員が離れず一緒にいるように命じられている間は、本条(d)により支払われる生活手当に加えて、裁判所の命令により、生活費の実費が支払われるものとする。散会又は隔離を命ぜられた陪審員への生活手当には、食費、宿泊費、及び陪審員の利便と快適のため裁判官が裁量により定める費用が含まれるものとする。
- (f) 裁判所への往復のために公共交通機関を使用しなければならないが、移動距離が短いために本条(c)による旅費では実際の交通費に足りない陪審員は、裁判所の裁量により、本条が規定する支払いの方法により、公共交通機関のための適当な実費を支払われ得るものとする。評議又はその他の理由のため通常の業務終了時間を過ぎて裁判所に居残ることを必要とされた陪審員は、書記官の指示する方法により、本条により認められた財源から費用支出を受けて、その住居又は裁判所が命じる場合には一時的な宿泊地までの交通手段を供され得る。
- (g) 合衆国裁判所事務局長は本条によって定められた権限を遂行するために必要な規則を定めるものとする。

第1872条（最高裁判所における事実に関する争点）

最高裁判所における、合衆国市民に対するすべての法律上の訴訟におい

て、事実に関する争点は陪審により審理判断されるものとする。

第 1 8 7 3 条（海事法及び海事事件）

（略）

第 1 8 7 4 条（債務証書及び捺印証書に関する訴訟）

（略）

第 1 8 7 5 条（陪審員の雇用の保護）

- (a) 雇用者は、合衆国のいかなる裁判所におけるものであるかを問わず、陪審の職務への従事、又は陪審の職務に関連しての出頭若しくは出頭予定を理由として、その常勤従業員を解雇し、解雇する旨脅迫し、威圧し、又は強要してはならない。
- (b) 本条の規定に違反した雇用者は、
- (1) その違反により従業員が被った賃金又は他の利益の喪失につき損害賠償の責を負う。
 - (2) 本条の更なる違反を禁じられ、陪審の職務への従事を理由として解雇された従業員の復職などの適当な救済措置をとるよう命ぜられ得る。
 - (3) 各従業員への一件の違反につき、1 0 0 0 ドル以下の民事罰を科せられる。
- (c) 本条の規定により復職した者は、陪審の職務に従事していた間は休暇又は休職中であったものとみなされ、勤続期間が減ぜられることなく復職し、その者が陪審の職務に従事した時点での従業員の休暇及び休職に関する確立された規則及び慣行に従い、雇用者から提供される保険又はその他の給付への参加が認められなければならない。
- (d)(1) 雇用者が本条の規定に違反したと主張する者は、その雇用者の事業地を管轄する地方裁判所に申し立てることができ、裁判所は、その主張に相当な実体があると判断したときは、その主張を解決するために必要なすべての訴えに関し、裁判所においてその者を代理す

るための弁護士を選任しなければならない。その弁護士は、連邦法典第18編第3006 A条の定める範囲で報酬を受け、必要経費を補填されるものとする。

- (2) 本条による訴訟又は裁判において、裁判所は、弁護士を雇い当該訴訟を提起して勝訴した従業員に、費用の一部として適当な額の弁護士費用を支給することができる。裁判所は、本項(1)により勝訴した従業員のために要した弁護士費用及び経費を裁判所が負担した場合には、当該費用を、被告たる雇用者に対し裁判所に支払う費用として負担させることができる。裁判所は、訴えに理由がなく、濫用的、又は悪意に基づくものと認めたときに限り、勝訴した雇用者に対しては、費用の一部として適当な額の弁護士費用を支給することができる。

第1876条（国際通商裁判所での陪審裁判）

（略）

第1877条（陪審員の保護）

- (a) 本条及び連邦法典第5編の規定に従い、連邦法典第5編第81章第1節は、身体障害補償の受領資格が陪審の職務終了日の翌日まで開始しないことを除き、連邦の大陪審又は小陪審に適用される。
- (b) 本条が対象とする陪審員に関して本条を適用するにあたり、
- (1) 陪審員は、裁判所で勤務する間の休暇中の公務員としての実際の給与がより高い場合を除き、毎月、一般表(General Schedule)のGS-2にあたる最低額を受領し、実際の給与が高い場合の毎月の支払いは、連邦法典第5編第8114条に従い決定される。
- (2) 陪審員としての義務の履行には、陪審員が(a)召喚に応じて裁判所に出頭し、(b)評議し、(c)裁判官の指示に従い隔離され、又は(d)裁判所の命令により検証のために現場にいる時間を含む。

第1878条（召喚及び資格確認の一括手続の任意的利用）

- (a) 連邦地方裁判所の選択により、当該裁判所の陪審員選定の計画が認めるときは、召喚及び資格審査を、本章で定められた2つの別々の手続の代わりに、単一の手続で行うことができる。裁判所は、本条により行われる召喚及び資格審査の一括手続が、本編の第1861条と第1862条に定められた方針と目的を損なうことのないようにしなければならない。
- (b) 本条により行われる陪審員選定は、陪審員選定に際して本編の規定の重大な違反があったことを理由に、本編の第1867条に基づく異議申立ての対象となる。ただし、本編の第1867条に基づく異議申立ては、陪審員が本条によって認められた召喚と資格確認とを一括して行う手続により選任されたことのみを理由として行うことはできない。

・連邦刑事訴訟規則（Federal Rules of Criminal Procedure）

第23条（陪審又は裁判所による審理）

(a) 陪審による審理

陪審により審理することを要する事件は、被告人が、裁判所の承認及び検察側の同意を得て、書面で陪審によることを放棄した場合を除き、陪審により審理されなければならない。

(b) 12名未満の陪審

陪審は12名で構成されなければならない。ただし、当事者は、評決前においては何時でも、裁判所の承認を得て、書面で、陪審が12名未満の任意の数の者により構成されること又は裁判所が審理開始後に正当な理由に基づき1名若しくは数名の陪審員を解任する必要があると認めるときは12名未満の陪審により有効な評決がなされ得ることについて合意することができる。そのような合意がない場合であっても、裁判所が、陪審が評決の評議のため退席した後において正当な理由に基づき1名の陪審員を解任する必要があると認めるときは、その裁量により、残りの11名の陪審員により有効な評決が下され得るものとするができる。

(c) 陪審によらない審理

陪審によらないで審理した事件においては、裁判所は、一般的な〔有罪、無罪の〕認定をし、さらに一般的な認定の前に申立てがあったときは、具体的な事実を認定しなければならない。そのような事実の認定は、口頭で告知することができる。判決の理由書又は覚書が作成された場合には、これに事実認定が記載されていれば足りる。

第24条（陪審員）

(a) 審尋

裁判所は、被告人又は弁護人及び検察官に対し、陪審員候補者を審尋することを許し、又は自ら審尋することができる。裁判所は、自ら審尋する場合においては、被告人若しくは弁護人及び検察官に対し、裁判所が相当と認める質問を追加することにより審尋を補充することを許し、又は、自ら陪審員候補者に対し、当事者若しくはその代理人による追加質問であって、裁判所が相当と認めるものを提起しなければならない。

(b) 理由を示さない忌避

訴追に係る罪が死刑を科し得る場合には、理由を示さない忌避の数は、当事者双方について20回とする。訴追に係る罪が1年を超える拘禁刑を科し得る場合には、その数は、検察官について6回とし、被告人について10回とする。この場合において、被告人が数名あるときは共同して10回とする。訴追に係る罪が1年以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科に当たる場合には、その数は、当事者双方について3回とする。被告人が2名以上あるときは、裁判所は、被告人らに対し、追加の理由を示さない忌避を与え、各別に又は共同してそれを行わせることを許すことができる。

(c) 補充陪審員

(1) 一般

裁判所は、補充陪審員として正規の陪審員のほかに6名以下の陪審員を選任することができる。補充陪審員は、召喚された順序に従い、陪審員の職務を行うことが不可能となり、若しくは不可能であ

ることが判明し，又はその資格を失い，若しくは資格がないことが判明した陪審員と交代する。補充陪審員は，正規の陪審員と(i)同じ方法で抽出され，(ii)同じ資格を有し，(iii)同じ審尋及び忌避に服し，(iv)同じ宣誓をしなければならない。補充陪審員は，正規の陪審員と同じ機能，権限，便宜及び特権を有する。

(2) 理由を示さない忌避

他に法律で定める忌避に加えて，1名又は2名の補充陪審員が選任される場合には，当事者双方について，1回の理由を示さない忌避が追加して認められ，3名又は4名の補充陪審員が選任される場合には，2回の理由を示さない忌避が追加して認められ，5名又は6名の補充陪審員が選任される場合には，3回の理由を示さない忌避が追加して認められる。追加的された理由を示さない忌避は，補充陪審員に対してのみ行使することができ，この規則で認められたその他の理由を示さない忌避は，補充陪審員に対して行使することができない。

(3) 補充裁判員の残留

陪審が評議のために退席するとき，裁判所はその裁量により，評議の間，補充陪審員を残留させることができる。裁判所は，補充陪審員を残留させる場合，補充陪審員が，評議中に正規の陪審員と交代しない限り，また，交代するまで，他の者と事件について議論しないようにさせなければならない。補充陪審員が，評議の開始後に正規の陪審員と交代する場合，裁判所は陪審に評議を初めからやり直すよう説示しなければならない。

米国各法域における陪審制度

- ・ 陪審員基本名簿の給源となる名簿及び陪審員の資格要件
- ・ 陪審の職務の免除、免責及び補償
- ・ ヴォア・ディール（Voir Dire）の実施者及び理由を示さない忌避の配分回数

・ 陪審員基本名簿の給源となる名簿及び陪審員の資格要件

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成（仮訳）

法域	陪審員基本名簿の給源	最低年齢(歳)	前回の陪審の職務終了後から必要な経過期間等	重罪の有罪判決を受けたことを欠格事由とするか否か	居住要件	言語理解能力	身体障害その他の条件
アラバマ	選挙人登録名簿，運転免許名簿のほか，公共サービスの顧客名簿，課税台帳，自動車登録簿など ^(注1)	19		欠格事由 (ただし，背德的行為を伴う犯罪のために選挙権をしている場合)	郡での1年間の居住	読み，話し，理解する能力があり，英語による裁判官のいかなる説明も理解できること。	十分な陪審の職務を果たすための身体的及び精神的能力を有しており，慢性的な疾病又は身体的な衰弱に悩まされていないこと。
アラスカ	「恒久基金からの収入(permanent fund income)」への全ての申込み者	18	1年，又は2年間に3月を越えない期間	欠格事由	地区(district)での居住	英語を読み，話すことができること。	裁判所は，陪審員に聴力又は視力が欠けている場合には，補助者(interpreter or reader)を付し，その費用を負担する。
アリゾナ	選挙人登録名簿，運転免許者名簿，その他最高裁判所が定める名簿	18	一様でない(Varies)	欠格事由 (ただし，市民権を回復していない場合)	管轄区域(jurisdiction)での居住	自分の名前又はその代わりとなる記号(mark)を書けること。	精神的無能力又は精神異常と宣告された者。
アーカンソー	選挙人登録名簿	18	2年	欠格事由	郡の居住者，登録選挙人	英語を読み書きできること。ただし，裁判官は，他の代替手段により義務の遂行が可能であると認めるときは，この要件を不要とすることができる。	善良な性格を有していない者，誠実と認められない者，正常な判断又は常識に欠ける者，不節制な者，品行方正でない者。身体的又は精神的障害により十分な陪審の職務を果たせない者。
カリフォルニア	その他の名簿の外に，顧客郵便名簿，電話帳，公共サービスの顧客名簿，選挙人登録名簿，運転免許名簿 ^(注2)	18	1年	欠格事由 (公職中の違法行為も欠格事由に当たる)	郡の居住者	英語について十分な知識を有していること。	何人も，視力若しくは聴力の欠如又は他の障害のみを理由にして，不適格者とされることはない。

・ 陪審員基本名簿の給源となる名簿及び陪審員の資格要件

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成（仮訳）

法域	陪審員基本名簿の給源	最低年齢（歳）	前回の陪審の職務終了後から必要な経過期間等	重罪の有罪判決を受けたことを欠格事由とするか否か	居住要件	言語理解能力	身体障害その他の条件
コロラド	選挙人登録名簿（運転免許者名簿及び市民名簿により補充される。）	18	1年		半分以上の時間、郡の居住者であること	英語を読み、話し、理解できること。	身体に障害のある者は、裁判所が陪審の職務の遂行が不可能と認めた場合を除き、義務を果たさなければならない。
コネチカット	課税台帳、選挙人登録名簿、運転免許者名簿（市職員の裁量による。）	18	2年 （陪審員は、過去2年以内に陪審の職務に従事したことを理由に免責を請求できる。）	欠格事由 （有罪判決後7年間、又は係属中の重罪事件の被告人であるとき）	選挙権のある者及び州の居住者	英語を話し、理解できること。	何人も、聴力の欠如又は聴力障害を理由にして、欠格者とはされない。
デラウェア	選挙人登録名簿（他の名簿で補充できる。）	18		欠格事由 （ただし、市民権を回復していない場合）	郡の居住者	英語を読み、話し、理解できること。	身体的又は精神的障害によって、陪審の職務を十分に果たせないこと。
コロンビア特別区	運転免許者名簿、選挙人登録名簿及び陪審制度計画により定められた他の名簿から抽出された名簿	18	2年	欠格事由 （判決後10年間、又は重罪若しくは軽罪事件で訴追中 - 保護観察、仮釈放から10年間）	コロンビア特別区での居住者	英語を読み、話し、理解できること。	何人も、視力若しくは聴力の欠如又は他の障害のみを理由にして、不適格者とされることはない。
フロリダ	DHSMVデータベース ^(注3) 及び当該データベースに記載されていないが、書記官室において宣誓供述をしたボランティア	18	1年	欠格事由 （贈収賄、通貨偽造、偽証、窃盗を含む）	郡の居住者		精神的無能力と宣告された者。 何人も聴力の欠如又は聴力障害のみを理由として、民事の陪審裁判における陪審の職務から免責されることはない。
ジョージア	選挙人登録名簿（地域社会の住民構成を正しく代表するものであることを担保するため必要な場合は、他の名簿により補充することができる。陪審委員の裁量による。）	18	1年間に4週間を越えない期間	大陪審員では欠格事由。 小陪審員では、「高潔かつ知的な」市民である限り欠格事由とはならない。	大陪審につき、従事以前に6月間の居住		陪審委員は、郡における知的かつ高潔な市民による構成を正しく代表した名簿を用いる。

陪審員基本名簿の給源となる名簿及び陪審員の資格要件

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成（仮訳）

法域	陪審員基本名簿の給源	最低年齢(歳)	前回の陪審の職務終了後から必要な経過期間等	重罪の有罪判決を受けたことを欠格事由とするか否か	居住要件	言語理解能力	身体障害その他の条件
ハワイ ^(注4)	選挙人登録名簿(課税台帳, 運転免許者名簿等のリストにより補充される。)	18	1年	欠格事由	巡回区(circuit)での居住	英語を読み, 話し, 理解できること。	身体的又は精神的障害(医師の証明が必要)。
アイダホ ^(注5)	選挙人登録名簿(最高裁判所が時宜に応じて指定する, 公共サービスの顧客名簿, 課税台帳, 運転免許者名簿, 自動車登録名簿等のリスト中の名前により補充される。)	18	2年間に10日を超えない期間	欠格事由 (選挙権を喪失している場合)	郡の居住者	英語を読み, 話し, 理解できること。	身体的又は精神的障害(医師の証明が必要)。請求があれば70歳以上の者。子供を養育中の母親は陪審の職務を延期できる。
イリノイ	選挙人登録名簿, 運転免許者名簿, イリノイ州障害者証明書及びイリノイ州IDカードの保持者	18		欠格事由 (すべての法定除外事由に該当しないことが必要)	郡の居住者	英語を理解できること。	公正な人格, 誠実と認められること, 健全な判断ができること, 常識があること。
インディアナ ^(注6)	選挙人登録名簿(公共サービス顧客名簿, 課税台帳, 住民台帳, 運転免許者名簿, 電話帳, 自動車登録名簿等のリストで補充される。) ^(注7)	18	1年	欠格事由 (有罪判決を受けた者全て, ただしレイク郡では重罪のみ)	郡の居住者	陪審員資格票を記入するために十分な程度に英語を読み, 話し, 理解できること。	身体的又は精神的障害(医師の証明が必要)。
アイオワ	選挙人登録名簿, 運転免許者名簿(陪審委員又は陪審管理者が適当と認める公共サービス顧客名簿等の名簿を用いることができる。)	18	2年間に3月を超えない期間		郡, 又は郡内の区域(division of county)の居住者	書面, 話されているもの, 手書きのものについて英語を理解できること。	情報を受け取り, 評価できること。ただし, 陪審員名簿に登載されるよう要求した者は無資格とされる。
カンザス	選挙人登録名簿, 運転免許者名簿(州の発行する, 車を運転しない者のためのIDカードも使用できる。)	18	1年	欠格事由 (重罪について10年以内に有罪判決を受け, 有罪答弁をし, 又は不抗争の答弁をしたとき)	郡の居住者, 選挙人の資格を有していること	資格票を記入するために十分な程度に英語を読み, 話し, 理解できること。	無能力と宣告された者。

・ 陪審員基本名簿の給源となる名簿及び陪審員の資格要件

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成（仮訳）

法域	陪審員基本名簿の給源	最低年齢(歳)	前回の陪審の職務終了後から必要な経過期間等	重罪の有罪判決を受けたことを欠格事由とするか否か	居住要件	言語理解能力	身体障害その他の条件
ケンタッキー	選挙人登録名簿, 運転免許者名簿	18	1年	欠格事由 (現在正式起訴されている者も含む)	郡の居住者	英語を読み, 話し, 理解できること。	身体的又は精神的障害によって, 十分な陪審の職務を果たせないこと。
ルイジアナ	選挙人登録名簿, 運転免許者名簿(裁量的)(他の名簿から補充されることもある。)	18	2年。 地方裁判所は4年に変更することができる。	欠格事由 (現在正式起訴されている者も含む)	郡での1年間の居住	英語を読み, 話し, 理解でき, 十分な英語の知識を有していること。	精神的, 身体的衰弱。 ただし, 何人も, 程度にかかわらず, 聴力の欠損のみを理由にして不適格者とされることはない ^(注8) 。
メイン ^(注9)	運転免許者名簿, ボランティア(これらの名簿は, 最高司法巡回会議(Supreme Judicial Circuit)により指定される他のリストにより補充される。), IDカード保持者	18	5年間に15日を超えない期間		郡の居住者	英語を読み, 話し, 理解できること。	
メリーランド	選挙人登録名簿(追加として, 陪審員選定計画で許可された名簿。)。志願者と推薦を受けた者は認められない。	18	3年 ^(注10)	欠格事由 (罰金500ドル以上又は6月以上の懲役の犯罪について訴訟が係属中である者も含む。)	郡内での投票資格を有していること	資格票を記入するために十分な程度に英語を読み, 話し, 理解できること。	召喚された裁判所で民事訴訟が係属中の当事者であること。 身体的又は精神的衰弱(医師の証明)。
マサチューセッツ	番号付きの住民台帳	18	3年	過去7年以内に重罪について有罪判決を受けた者, 重罪事件の被告人, 又は矯正施設に拘留中の者。	選挙人登録の有無に関わらず, 半分以上の時間を地区(district)で生活していること	英語を話し, 理解できること。	身体障害者は, 裁判所が不可能であると認めたときを除き, 陪審の職務を務める。
ミシガン	運転免許者名簿, 個人の身分証明証保持者の名簿	18	1年	選定時に重罪による刑に服役中でないことが必要。	郡の居住者	英語に通じていること。	身体的及び精神的に陪審員の機能を果たすことができること。

・ 陪審員基本名簿の給源となる名簿及び陪審員の資格要件

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成（仮訳）

法域	陪審員基本名簿の給源	最低年齢（歳）	前回の陪審の職務終了後から必要な経過期間等	重罪の有罪判決を受けたことを欠格事由とするか否か	居住要件	言語理解能力	身体障害その他の条件
ミネソタ	選挙人登録名簿，運転免許者名簿	18	4年	欠格事由（ただし，市民権を回復していない場合）	郡の居住者	英語で意思疎通ができること。	十分な陪審の職務を果たせない程度の身体的又は精神的障害（医師の証明が必要）。
ミシシッピ ^(注11)	選挙人登録名簿	21	2年	破廉恥罪で有罪判決を受けた者，酒類密輸者，常習的飲酒者，常習賭博者	選挙人の資格を有している者，又は1年間現住自由土地保有権者である者	読み書きができること。	過去12月以内に公道の監督者又は道路請負業者でなかったこと（大陪審のみ）。
ミズーリ	1つ以上の公共の記録及び，要請のあった場合には運転免許者名簿，選挙人登録名簿	21	1年 ^(注12)	欠格事由（ただし，市民権を回復していない場合）	郡の居住者又は郡外の市の居住者	英語を読み，話し，理解できること。	身体的又は精神的障害によって，十分な陪審の職務を果たせないこと。
モンタナ	選挙人登録名簿	18	1年	欠格事由（公職中の違法行為，又は全ての重罪，若しくは重大な罪(high crime)）	登録選挙人		傷病による慢性的な無能力（宣誓供述書が必要）。
ネブラスカ	選挙人登録名簿，運転免許者名簿	19	5年間に4週を超えない期間	欠格事由（その他全ての法定除外事由に当たらないことが必要）	郡の居住者	英語を読み，話し，理解できること。	身体的又は精神的障害（医師の証明が必要）。夫婦はともに務めることはない。訴訟係属中の当事者。
ネバダ	選挙人登録名簿，その他の名簿（郡の陪審委員の裁量による。）	18	1年	欠格事由（反逆罪，重罪，その他の破廉恥罪で有罪判決を受けた場合）	選挙権を有している者	英語について十分な知識を有していること。	身体的又は精神的障害によって，十分な陪審の職務を果たせないこと。
ニューハンプシャー	運転免許者名簿	18	3年	欠格事由ではない	^(注13)	法令により，陪審員候補者は，資格票に，英語を読み，話し，理解できるか否かを記入しなければならない。	身体的又は精神的障害により陪審員として務めることが不適当なこと。

・ 陪審員基本名簿の給源となる名簿及び陪審員の資格要件

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成（仮訳）

法域	陪審員基本名簿の給源	最低年齢（歳）	前回の陪審の職務終了後から必要な経過期間等	重罪の有罪判決を受けたことを欠格事由とするか否か	居住要件	言語理解能力	身体障害その他の条件
ニュー ジャージー	運転免許者名簿，選挙人登録名簿，課税台帳及び固定資産税還付申込者名簿	18	3年	欠格事由	郡の居住者	英語を読み，理解できること。	陪審の職務を適切に行うことを妨げる精神障害歴がないこと。
ニュー メキシコ	選挙人登録名簿，運転免許者名簿	18	3年	欠格事由	郡の居住者		身体的又は精神的障害によって，十分な陪審の職務を果たせないこと。
ニューヨーク	選挙人登録名簿，運転免許者名簿，課税台帳，失業者，生活保護受給者及びボランティア	18	4年	欠格事由	郡の居住者	英語を理解し，意思疎通できること。	
ノース カロライナ	選挙人登録名簿，運転免許者名簿（信頼するに足る他の名簿を使用できる。）	18	2年	欠格事由 （又は重罪の起訴についての不抗争の答弁をした者）	州民， 郡の居住者	英語を理解し，意思疎通できること。	身体的及び精神的な能力者であること。 精神障害と宣告されていないこと。
ノースダコタ ^(注14)	実際の投票者名簿（最高裁判所が指定する，公共サービス顧客名簿，課税台帳，運転免許者名簿，自動車登録簿等のリストで補充される。）	18	2年	投票権を喪失している者	郡及び州の居住者	英語を理解し，意思疎通することについて適当な順応を図れること。	身体的又は精神的障害（医師の証明が必要）。
オハイオ	選挙人登録名簿，運転免許者名簿 ^(注15)	18 （ただし，運転者は有資格）	1年	欠格事由	郡又は自治体の領域		
オクラホマ	運転免許者名簿，ボランティア ^(注16)	18	2年	欠格事由 （ただし，市民権を回復していない場合）	州の居住者及び選挙権を有している者		健全な精神を有し，品行方正な者。70歳以上の者は，陪審の職務を求められることはない。

・ 陪審員基本名簿の給源となる名簿及び陪審員の資格要件

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成（仮訳）

法域	陪審員基本名簿の給源	最低年齢（歳）	前回の陪審の職務終了後から必要な経過期間等	重罪の有罪判決を受けたことを欠格事由とするか否か	居住要件	言語理解能力	身体障害その他の条件
オレゴン	選挙人登録簿，運転免許者名簿（及び最高裁判所の長官によって認められた，地域社会の住民構成の正しい代表をもたらす，その他の名簿。）	18	2年	欠格事由（ただし，市民権を回復していない場合）	郡の居住者及び合衆国の国民		盲目，聴力又は言語能力の障害，身体の障害を有する者は，障害のみを理由に不適格とは判断されない。
ペンシルベニア	選挙人登録簿（電話帳，市民名簿，課税台帳，州，地方又は連邦のプログラムに参加している者，学校調査リスト，志願者により補充できる。）	18	義務が3日以上の場合 は3年，それ以外の場合 は1年	欠格事由	州民，郡の居住者	英語を読み，書き，話し，理解できること。	身体的又は精神的障害によって，適当な陪審の職務を果たせないこと。
プエルトリコ	実際の投票者名簿	18	1年	欠格事由	1年の居住及び管轄区域内での90日の居住	スペイン語を読み書きできること。	精神的及び身体的能力を有していなければならない。
ロードアイランド	選挙人登録名簿，自動車登録名簿（無作為選出）	18	2年	欠格事由（ただし，刑期満了まで）	居住する選挙人（30日間）	裁判手続を理解し，参加できること。	身体的及び精神的な能力を有し，精神異常と宣告されていないこと。障害者は障害のみを理由に不適格とされることはない。
サウスカロライナ	運転免許者名簿，選挙人登録名簿（公務員により構成される陪審委員会による裁量）	18	3年	欠格事由（ただし，市民権を回復していない場合）	郡の居住者	英語を読み，書き，話し，理解できること。	小学校修了又は同等の教育を受けていること。法に無知であることを理由に他の面では適格な陪審員が無資格とされることはない。
サウスダコタ	選挙人登録名簿，（運転免許者名簿で補充）	18	2年	欠格事由	州民，及び陪審地区又は郡の居住者	英語を読み，書き，理解できること。	健全な精神を有していること。陪審員候補者は，視力，聴力の障害を理由として除外されることはない。

・ 陪審員基本名簿の給源となる名簿及び陪審員の資格要件

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成（仮訳）

法域	陪審員基本名簿の給源	最低年齢（歳）	前回の陪審の職務終了後から必要な経過期間等	重罪の有罪判決を受けたことを欠格事由とするか否か	居住要件	言語理解能力	身体障害その他の条件
テネシー	課税台帳，運転免許者名簿，選挙人登録名簿（又は他の利用可能かつ信頼できる名簿。ただし，選挙人名簿を唯一又は主要な給源としてはならない。公務員により構成される陪審委員会による裁量による。）	18	2年	欠格事由 （破廉恥罪，窃盗，偽証で有罪判決を受けている場合）	12月間の郡の居住者		不健全な精神状態にある者及び常習的飲酒者。十分な聴力及び視力を有していない者のうち，適当な陪審の職務を果たすことができないと裁判所が判断した者。
テキサス	選挙人登録名簿，運転免許者名簿	18	市裁判所は3月，地方裁判所は6月	欠格事由 （軽罪又は重罪で起訴又は他の告発を受けている場合を含む）	州民，郡の居住者，及び選挙人の資格を有する者	読み書きができること。	健全な精神を有し，品行方正な者。盲目及び聴覚障害者は，それのみを理由に不適格とはされない。3親等以内の血族，姻族関係がある場合。
ユタ	運転免許者名簿，選挙人登録名簿（注17）	18	2年	欠格事由 （ただし，有罪が取り消されない限り）	郡の居住者	英語を読み，話し，理解できること。	以前の精神障害を理由に陪審の職務を果たすことができない場合は，裁判官の裁量による。
バーモント	選挙人登録名簿，運転免許者名簿，志願したその他の居住者	18	2年間に3回を超えない	欠格事由	裁判所の地理的管轄区での居住	英語を読み，書き，理解できること。	身体的又は精神的障害によって，十分な陪審の職務を果たせないこと。
バージニア	選挙人登録名簿，（実行可能な場合には，運転免許者名簿，市民名簿，電話帳，課税台帳，及び巡回裁判所長により認められた他のリスト）	18	3年	欠格事由 （反逆罪を含む）	1年間の州民，6月間の地区居住者。滞在軍人を除く。	英語で意思疎通ができること。	何人も視力がないことを理由に不適格とされることはない。身体障害を有する者。精神的無能力と宣告された者。陪審員として務めることを求める者。
ワシントン	選挙人登録名簿，運転免許者名簿	18	1年（2週間を超えて務めた場合）	欠格事由 （ただし，市民権を回復していない者に限る）	郡の居住者	英語で意思疎通ができること。	

・ 陪審員基本名簿の給源となる名簿及び陪審員の資格要件

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成（仮訳）

法域	陪審員基本名簿の給源	最低年齢(歳)	前回の陪審の職務終了後から必要な経過期間等	重罪の有罪判決を受けたことを欠格事由とするか否か	居住要件	言語理解能力	身体障害その他の条件
ウエストバージニア	課税台帳，選挙人登録名簿，運転免許者名簿又は運転手免許名簿（上記のうち2種以上。）	18	2年	欠格事由 (偽証，嘘の宣誓，その他の破廉恥罪を含む)	郡の居住者	英語を読み，話し，理解できること，又は米国の手話により意思疎通を図ることができること。	身体障害を有する者は，合理的に適切な設備の提供により，陪審の職務を務めることができる。重大な身体又は精神障害を理由とする不適格を主張する者は，医師の証明書の提出を求められることがある。
ウィスコンシン	運転免許者名簿（選挙人登録名簿，電話帳，公共サービス顧客名簿，課税台帳，高校の卒業生名簿，生活保護者名簿等のリストで補充できる。） (注18)	18	4年 (注19)	欠格事由 (ただし，市民権を回復していない場合)	巡回裁判所の区域の居住者	英語を理解できること。	陪審員の責務を果たすことができないこと。
ワイオミング	選挙人登録名簿，運転免許者名簿	18	暦年の残りの期間	欠格事由	30日間の郡の居住者	英語の十分な知識を有していること。	自然な能力，通常の知性を有し，精神的又は物理的衰弱がないこと。
連邦	各連邦地方裁判所ごとに定めた無作為抽出のプラン。選挙人登録名簿及び運転免許者名簿を使用する裁判所もある。	18	2年間に30日を超えない期間（裁判が終了していない場合を除く）	欠格事由 (ただし，市民権を回復していない場合)	管轄区域に1年間の居住	資格票を記入するために十分な程度に英語を読み，話し，理解できること。	身体的又は精神的障害によって，十分な陪審の職務を果たせないこと。

(注)

は義務的名簿

全ての州が，陪審員に合衆国市民であることを要求している。

統一州法委員全国会議(National Conference of Commissioners on Uniform State Laws)により1970年に起草された，「統一的な陪審員の選定及び服務に関する法律」(Uniform Jury Selection and Service Act，以下「UJSSA」という。)

. 陪審員基本名簿の給源となる名簿及び陪審員の資格要件

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成（仮訳）

- (脚注)
- アラバマ
- 1 選挙人登録名簿を使用しているMontgomery郡及びTuscaloosa郡を除き、すべての郡は、州の運転免許者名簿を用い自動化されたワンステップ召喚・資格審査プログラム（陪審員候補者質問書及び召喚状を同時に発送する方式）を利用している。
- カリフォルニア
- 2 重複する名前を取り除いた選挙人登録名簿及び運転免許者名簿は、それ自体、地域社会の住民構成を代表するものとみなされる。
- フロリダ
- 3 身体障害者及び運転をしない者に対して差別的であるため、運転免許者名簿は用いない。
- ハワイ
- 4 ハワイは、UJSSAを採用している。
- アイダホ
- 5 アイダホは、UJSSAを採用している。
- インディアナ
- 6 インディアナは、UJSSAを採用している。
- 7 裁判所の指名する陪審委員による裁量。
- ルイジアナ
- 8 裁判官は、陪審員の能力に合理的疑いが認められる場合には、その陪審員を不適格とすることができる。
- メイン
- 9 メインは、UJSSAを採用している。
- メリーランド
- 10 小陪審員の義務が5日未満の場合、制限は1年に短縮される。
- ミシシッピ
- 11 ミシシッピは、UJSSAを採用している。
- ミズーリ
- 12 前年に州又は連邦で、小陪審員又は大陪審員を務めた者は、裁判所に時宜を得た申出を行うことにより免責される。

ニューハンプシャー

13 法令に基づき，陪審員候補者は，合衆国市民及び郡の居住者であることを資格票に記入しなければならない。憲法は，犯罪が行われた郡又は管轄区域での刑事裁判を求めている。

ノースダコタ

14 ノースダコタは，UJSSAを採用している。

オハイオ

15 2名の市民から成る陪審委員会との個人的な面談後に無作為抽出。

オクラホマ

16 Oklahoma及びTulsa郡を除き，陪審委員会による裁量が行使される。

ユタ

17 司法会議は，主名簿の源泉として，定期的に管理された名簿を一つ以上指定しなければならない。San Juan郡では，司法会議は，第三の源泉名簿としてナハボ族名簿(Navajo Tribal Roll)を指定した。

ウィスコンシン

18 毎年，交通省は，郡ごとに，その郡において交通省作成の身分証明書の発給を受けた者又は保持者のすべての者の主名簿を準備して，送付する。各郡は，陪審候補者の無作為抽出のため，主名簿のみを使うか，又は他の適当な名簿と組み合わせるかを選択できる。郡の理事会の裁量で，巡回裁判所の書記官又は3人の陪審委員から成る合議体が，陪審の職務を果たす資格の有無を判断するために，陪審員質問票への回答を審査する。

19 1日ルールを採用している管轄区では，陪審員は，いかなる2年間のうちにも1日以上義務を果たすことを求められない。

・ 陪審の職務の免除，免責及び補償

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成（仮訳）

法域	免除され得る年齢（歳）	免除される職業	免責事由	雇用者の陪審員に対する給与の支払いの有無	陪審員の手当て（1日当たり）
アラバマ	言及なし。	免除なし。	過度の負担，著しい不便，公共の必要性。	有	\$10
アラスカ	70，書面での申請必要。	2年以上継続が予想される場合の健康上の免除，又は司法官。	過度の負担，著しい不便，公共の必要性，障害又は高齢以外の理由による免責は当年限り。	なし	\$25
アリゾナ	言及なし。	免除なし。	過度の負担，公共の必要性，並びに職務から離れることが公共の安全，健康，福祉及び利益に実質的に悪影響を与えるおそれのある場合。	なし	\$12
アーカンソー	言及なし。	免除なし。	本人若しくは家族の健康状態からみて欠勤が適当である場合，又は，本人若しくは公共の利益が出頭により実質的に損なわれる場合。	なし	\$20
カリフォルニア	言及なし。	免除なし。	司法会議によって定められた，本人又は公衆にとって過度に負担である場合にのみ免責される。	なし	\$ 5（注1）
コロラド	言及なし。	免除なし。	過度の負担，著しい不便。	有	3日間は\$ 0，それ以降は\$ 50（注2）
コネチカット	70	司法官及び州議会会期中の議員。指定された州公務員。	精神的又は身体的障害，過度の負担。最低3日間の連続する営業日に，短い休息を伴って，1日6時間のデスクワークの仕事ができる者は，能力があるとみなされる。	有，最初の5日のみ。	5日間は\$ 0，それ以降は\$ 50（注3）

・陪審の職務の免除，免責及び補償

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成（仮訳）

法域	免除され得る年齢（歳）	免除される職業	免責事由	雇用者の陪審員に対する給与の支払いの有無	陪審員の手当て（1日当たり）
デラウェア	言及なし。	免除なし。	過度の負担，著しい不便，公共の必要性。	なし	\$20
コロンビア特別区	言及なし。	免除なし。	過度の負担，著しい不便，身体的又は精神的障害。	有，最初の5日まで。	\$ 30（注4）
フロリダ	70	司法官，公務員，知事，副知事，州政府高官，裁判所書記官。	過度の負担，著しい不便，公共の必要性，身体的又は精神的障害，妊娠中の母親，障害者の介護の責任を有する者。警察，法律家，医師，身体が衰弱した者。	なし	最初の3日間は\$ 15，それ以降は\$ 30
ジョージア	70（注5）	永続的な精神的又は身体的障害者。	公共の健康，安全，若しくは秩序のために必要な仕事，又は他の正当な原因による。（注6）	有（注7）	\$ 5 -35
ハワイ	言及なし。	司法官，公務員，議員，医師，法律家，警察官，現役軍人，聖職者，歯医者，消防士，陪審員資格票を記入したときから1年間以内にハワイで陪審員を務めた者。	深刻な個人的負担又は他の正当な理由のみにより免責される。	なし	\$30
アイダホ	70，書面での申請必要。	免除なし。	過度の負担，著しい不便，公共の必要性。	なし	半日につき\$ 10
イリノイ	言及なし。	免除なし。	職業，健康，家庭，現役の軍務，その他個人的事情についての過度の負担。	なし	\$ 4 -15.50，郡によって異なる
インディアナ	65	司法官，公務員，議員，現役軍人及び歯医者。	過度の負担，著しい不便，公共の必要性。	なし	選出されなかった場合は\$ 7.50，選出された場合は\$ 17.50

・陪審の職務の免除，免責及び補償

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成（仮訳）

法域	免除され得る年齢（歳）	免除される職業	免責事由	雇用者の陪審員に対する給与の支払いの有無	陪審員の手当て（1日当たり）
アイオワ	言及なし。	免除なし。	障害者の介護について自動的免責。過度の負担，著しい不便，公共の必要性又は経済的，身体的若しくは感情的安寧を脅かすおそれのある場合の裁量的免責。	なし	\$10
カンザス	言及なし。	現役又は訓練中の国家警備隊員。州兵。安息日を遵守している者は土曜日の陪審の職務を免除される。	身体的又は精神的障害，過度の負担，公共の必要性。	なし	\$10
ケンタッキー	なし	免除なし。	過度の負担，著しい不便，公共の必要性。	なし	\$12.50
ルイジアナ	言及なし。	免除なし。（注8）	過度の負担又は著しい不便。	なし	（注9）
メイン	言及なし。	知事，司法官，法律家，患者の手当中であることを示した医師及び歯医者，保安官，現役軍人。	過度の負担，著しい不便，公共の必要性，身体的又は精神的障害。	なし	\$10
メリーランド	70，書面での申請必要。	軍人を除いて免除なし。	過度の負担，著しい不便，公共の必要性。	なし	\$10-20，郡によって異なる
マサチューセッツ	70	免除なし。	身体的若しくは精神的障害，又は永続的な障害者の介護については，医師の証明が必要。最低3日間の連続する営業日で，短い休息を伴って，1日6時間のデスクワークの仕事ができる者は，能力があるとみなされる。	有，最初の3日。	雇用者は最初の3日間支払い，その後，州が1日\$50を支払う（注10）
ミシガン	70	免除なし。	公衆又は本人の利益，陪審員又は家族の健康に対する重大な侵害。	なし	最低\$15

・ 陪審の職務の免除，免責及び補償

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成（仮訳）

法域	免除され得る 年齢（歳）	免除される職業	免責事由	雇用者の 陪審員に対す る給与の支払 いの有無	陪審員の手 当て（1日 当たり）
ミネソタ	70	司法官並びに会期中の議員及び議員の職員。	本人又は公衆に対する継続する負担は，書面で示されねばならない。陪審の職務を行うことができないほど，情報を受け取り，又は評価する能力がひどく損なわれている場合。	なし	最高裁判所によって定められる額
ミシシッピ	65	免除なし。	病気，深刻な経済的損失，非常事態。病気には，医師の診断書が必要。	なし	\$25
ミズーリ	言及なし。	司法官，法律家，現役軍人。	仕事から離れることが，公共の健康，安全，利益又は福祉に影響を及ぼすこと。著しい負担，前年に陪審員を務めたこと，開業中の歯科医，薬剤師，医師，活動中の聖職者，警察官。	なし	\$6
モンタナ	言及なし。	免除なし。	恒常的無能力。本人又は公衆にとっての過度の負担は，宣誓供述書によって申立てられねばならない。	なし	\$25
ネブラスカ	65	司法官，裁判所書記官，看守，保安官。夫婦は同一の陪審員団で務めることはできない。国家警備隊員，志願の消防士，係属中の訴訟の当事者。	身体的又は精神的障害は医師の証明が求められる。過度の負担，著しい不便，公共の必要性。	なし	\$35
ネバダ	70。裁判所から65マイル以上離れて居住している場合には65。	司法官，公務員，郡職員，法務官，裁判所保佐人，保安官，警察官，機関手，矯正職員，医師，検眼医又は歯医者，会期中の議員及び議員の職員，並びに法律家。	身体的又は精神的障害，近親者の病気又は死亡，過度の負担，著しい不便，公共の必要性。身体的又は精神的障害には医師の証明が必要。病気又は身体障害。	なし	最初の5日間は\$15，それ以降は\$30

・陪審の職務の免除，免責及び補償

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成（仮訳）

法域	免除され得る年齢（歳）	免除される職業	免責事由	雇用者の陪審員に対する給与の支払いの有無	陪審員の手当て（1日当たり）
ニューハンプシャー	70	司法官，公務員，会期中の議員，法律家，医師，消防士及び警察官。	過度の負担，著しい不便，公共の必要性，陪審員とし適当ではない身体的又は精神的障害。	なし	半日につき \$ 10
ニュージャージー	75	教師（学期中の常勤の者），病院勤務者，子供の看護者（陪審の職務により妨げられる場合），消防士，救急隊員及び警察官（大陪審のみ）。	身体的又は精神的障害，医学上の無能力（医師の証明必要），深刻な経済上の負担，他の者の介護のために個人的な義務を負う者，交代できない医療技術者，学期中の学校職員，志願の消防士又はレスキュー隊員。	雇用者は，給与から陪審員に対する謝金を差し引いた額を支払う。	\$5
ニューメキシコ	言及なし。	免除なし。	十分な証明の下に裁判官によって免責され得る。	なし	州の最低賃金
ニューヨーク	言及なし。	免除なし。	過度の負担。求職者若しくは介護若しくは監督を受けている者又は公衆への著しい不便。精神的，又は身体的な状態により務めることができない場合。	部分的 ^(注11)	\$40
ノースカロライナ	65	免除なし。	やむを得ない個人的な負担，公共の健康，安全及び福祉に反すること。	なし	最初の5日間は\$12，それ以降は\$30
ノースダコタ	言及なし。	免除なし。	過度の負担，著しい不便，公共の必要性。	なし	\$25
オハイオ	言及なし。	言及なし。	必要的な郡への不在，公衆又は陪審員の利益に対する重大な侵害，身体障害，配偶者又は近親の病氣若しくは最近の死亡。	なし	郡によって異なる
オクラホマ	70	司法官，保安官，看守，警察官，法律家，議員。	相当な負担。	なし	\$20

・陪審の職務の免除，免責及び補償

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成（仮訳）

法域	免除され得る年齢（歳）	免除される職業	免責事由	雇用者の陪審員に対する給与の支払いの有無	陪審員の手当て（1日当たり）
オレゴン	70	免除なし。	過度の負担，本人，本人の家族，雇用者又は公務に対する著しい不便。	なし	\$10
ペンシルベニア	言及なし。	現役軍人を除いて免除なし。	過度の負担，著しい不便。	なし	最初の3日間は\$9，それ以降は\$25
プエルトリコ	言及なし。	公務員，司法官，議員，医師，法律家，軍人，公共の職務に従事する者，聖職者，学校職員，病院・医療職員，葬儀屋，刑務所職員，船員，運送業者職員，警察官，報道職員，公共輸送機関職員，自営業者，連邦地方裁判所の陪審員。	財産の重大な侵害・破壊をもたらすこと，家族の深刻な病気又は死亡，主婦。	なし	1日当たり最低\$20
ロードアイランド	言及なし。	議員，司法官，法律家，保安官，裁判所執行官，警察官，消防士，現役軍人，公務員，保護観察司。	身体的又は精神的障害，過度の負担，陪審員又は家族の重病。	なし	\$15
サウスカロライナ	65	いずれかの裁判所において勤務している者。	正当かつ十分な理由，7歳以下の子供を育てる女性，学校の職員，学期中の学生。	なし	\$2 - 12
サウスダコタ	言及なし。	司法官，法律家，信教上の支障がある場合には聖職者。	言及なし。	なし	\$40
テネシー	65	議員，法律家，教師，消防士，国家警備隊員，薬剤師，公務員，司法官，個人事業主，看護婦，公認会計士，十分な視力又は聴力を有しない者。	本人の健康，家族，公共に対する重大な侵害。過度の負担。子供，孫，被後見者の世話。当事者の6親等内の親族。70歳以上の者。	なし	最低\$10。地方公共団体から補充されることがある。

・陪審の職務の免除，免責及び補償

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成（仮訳）

法域	免除され得る年齢（歳）	免除される職業	免責事由	雇用者の陪審員に対する給与の支払いの有無	陪審員の手当て（1日当たり）
テキサス	65	上院，下院，又はいずれかの部会，委員会，事務局，その他の州政府の立法府の職員。	身体的又は精神的障害（医師の宣誓供述書が必要），当事者の3親等内の親族，学生，10歳以下の子供の養育者，病人の主要な世話人。	なし	\$ 6-50，郡によって異なる
ユタ	なし	免除なし。	身体的又は精神的障害，過度の負担，著しい不便，公共の必要性。	なし	初日は \$ 18.50。その後は，\$ 10
バーモント	言及なし。	免除なし。	陪審員候補者又はその雇用者にとっての過度の負担。	なし	\$ 30
バージニア	70	合衆国大統領及び副大統領，議員，公務員，法律家，保安官，警察官，矯正職員。	同一の陪審に配偶者が召喚されている者，16歳以下の子供の養育又は病人の看護をしている者，船員，単独で事業，商業，農業を行っている者。	なし	\$ 30
ワシントン	言及なし。	免除なし。	過度の負担，著しい不便，公共の必要性。	なし	\$ 10-25，郡によって異なる
ウエストバージニア	65	免除なし。	過度の負担，著しい不便，公共の必要性，65歳以上の者は求めに応じて免責されなければならない。	なし	\$ 15
ウィスコンシン	言及なし。	免除なし。	陪審員の責任を果たすことができないこと。	なし	1日最低 \$ 16
ワイオミング	73	議員，選挙による公務員，警察官，消防士。	財産に対する重大な侵害又は破壊，健康又は家族の病氣，幼い子供の養育。	なし	最初の5日間は \$ 30，それ以降は裁判所の裁量で \$ 50
連邦	言及なし。	現役軍人，消防士，警察官，公務員，司法官，議員。	連邦地方裁判所の定める計画によって異なる。	なし	\$ 40 ^(注12)

・陪審の職務の免除，免責及び補償

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成（仮訳）

- (脚注)
- カリフォルニア
- 1 郡がより高い謝金を定めていない限り，最低額。
- コロラド
- 2 謝金は，無職の陪審員の出費を含む。
- コネチカット
- 3 雇用者は，最初の5日間，正規の従業員である陪審員に対して，通常の賃金を支払う。非常勤勤務者又は無職の陪審員は，出費に応じて支払いを受け
- コロンビア特別区
- 4 2日目及びそれ以降。
- ジョージア
- 5 70歳以上の者は，陪審員名簿から名前を削除することを要求できる。
- 6 州議会会期中の州議員。
- 7 法律家会誌（Attorney Journal）の見解による。
- ルイジアナ
- 8 全ての除外事由は1994年に削除された。
- 9 裁判所に出頭した各日ごとに，民事事件は\$12，刑事事件は\$12を超え\$25を下回らない範囲。Orleans郡での民事事件は\$16。
- マサチューセッツ
- 10 謝金は，無職の陪審員の出費を含む。そのような出費は，義務の初日から支払われる。
- ニューヨーク
- 11 10人以上の従業員を抱える雇用者は最初の3日間，\$40を支払い，その後は州が支払う。雇用者が全額の給与を支払う場合は，州は支払わない。10人以下の従業員を抱える雇用者（通常の賃金を陪審の職務の間，支払わない者）の下で働いている陪審員，又は無職の陪審員は，州から1日\$40を受け取る。
- 連邦
- 12 30日以上出頭を求められた陪審員には，公判の裁判官の裁量に応じて，1日\$10を超えない追加の謝金が支払われる。

・ ヴォア・ディール (Voir Dire) の実施者及び理由を示さない忌避の配分回数

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成 (仮訳)

法域	裁判所類型 G = 一般管轄 L = 限定管轄	ヴォア・ディールの実施者	理由を示さない忌避の回数						
			刑 事						民事
			死刑事 件：	死刑事 件：	重罪事 件：	重罪事 件：	軽罪事 件：	軽罪事 件：	民事事 件
アラバマ	G 巡回裁判所	検察官・弁護士又は司法官及び裁判官	12	12	6	6	3	3	6
アラスカ	G 高等裁判所	検察官・弁護士及び/又は裁判官	~	~	10	10	3	3	3
	L 地方裁判所	検察官・弁護士及び/又は裁判官	~	~	~	~	3	3	3
アリゾナ	G 高等裁判所	裁判官	10	10	6	6	6	6	4
	L 治安判事裁判所	裁判官	~	~	~	~	2	2	3
	L 市裁判所	裁判官	~	~	~	~	2	2	~
アーカンソー	G 巡回裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	10	12	6	8	3	3	3
	G 衡平法・遺言裁判所	弁護士及び裁判官	~	~	~	~	~	~	3
カリフォルニア	G 高等裁判所	裁判官 ^(注1)	20	20	0/10 ^(注2)	0/10 ^(注2)	10/6 ^(注3)	10/6 ^(注3)	6
	L 市裁判所	裁判官 ^(注1)	~	~	~	~	10/6 ^(注3)	10/6 ^(注3)	~
コロラド	G 地方裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	10	10	5	5	3	3	4
	G 遺言検認裁判所	弁護士及び裁判官	~	~	~	~	~	~	4
	G 水(water)裁判所	弁護士及び裁判官	~	~	~	~	~	~	4
	L 郡裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	3	3	1
コネチカット	G 高等裁判所	検察官・弁護士	25	25	15/6 ^(注4)	15/6 ^(注4)	3	3	3
デラウェア	G 高等裁判所	裁判官	12	20	6	6	6	6	3
	L 一般訴訟裁判所	裁判官	~	~	~	~	6	6	3
	L 治安判事裁判所	治安判事	~	~	~	~	6	6	3
コロラド特別区	G 高等裁判所	検察官・弁護士及び/又は裁判官	~	~	10	10	3	3	3
フロリダ	G 巡回裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	10	10	6/10 ^(注5)	6/10 ^(注5)	3	3	3
	L 郡裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	3	3	3
ジョージア	G 高等裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	10	20	6	12	2	4	3/6 ^(注6)
	L 州裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	2	4	3/6 ^(注6)
	L 民事裁判所	弁護士及び裁判官	~	~	~	~	~	~	3
	L 市裁判所	陪審裁判なし	~	~	~	~	~	~	~
ハワイ	G 巡回裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	3/12 ^(注7)	3/12 ^(注7)	3	3	3
アイダホ	G 地方裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	10	10	6	6	4	4	4
イリノイ	G 巡回裁判所	裁判官 ^(注8)	20	20	10	10	5	5	5

・ ヴォア・ディール (Voir Dire) の実施者及び理由を示さない忌避の配分回数

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成 (仮訳)

法域	裁判所類型 G = 一般管轄 L = 限定管轄	ヴォア・ディールの実施者	理由を示さない忌避の回数						
			刑 事						民事
			死刑事 件:	死刑事 件:	重刑事 件:	重刑事 件:	軽刑事 件:	軽刑事 件:	民事事件
インディアナ	G 高等裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	20	20	10	10	5	5	3
	G 巡回裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	20	20	10	10	5	5	3
	L 郡裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	10	10	5	5	3
アイオワ	G 地方裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	10	~	10/6 (注9)	10/6 (注9)	4	4	4
カンザス	G 地方裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	12	12	12/8/6 (注10,11)	12/8/6 (注10,11)	3	3	3
ケンタッキー	G 巡回裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	8	8	8	8	~	~	3
	L 地方裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	3	3	3
ルイジアナ	G 地方裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	12	12	2/6 (注12)	2/6 (注12)	6	6	6/3 (注13)
メイン	G 高等裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	1/10 (注14)	1/10 (注14)	4	4	3
メリーランド	G 巡回裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	10	20	5	10	4	4	4
マサチューセツ	G 高等裁判所	裁判官 (注15)	12	12	4	4	4	4	4
	L 地方裁判所	裁判官 (注15)	~	~	2	2	2	2	2
	L ボストン市裁判所	裁判官 (注15)	~	~	2	2	2	2	~
ミシガン	G 巡回裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	12	~	1/12 (注16)	1/12 (注16)	~	~	3
	L 地方裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	3	3	3
	L 市裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	3	3	3
	L 遺言検認裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	5	5	5	5	~
ミネソタ	G 地方裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	9	~	9/3 (注17)	5/5 (注17)	3	5	2
ミシシッピ	G 巡回裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	12	12	6	6	6	6	4
	G 衡平法裁判所	弁護士及び裁判官	~	~	~	~	~	~	4
	L 郡裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	4/2 (注18)	4/2 (注18)	4/2 (注18)
	L 治安判事裁判所	裁判官	~	~	~	~	2	2	2
ミズーリ	G 巡回裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	9	9	6	6	2	2	3
モンタナ	G 地方裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	8	8	5/3 (注19)	5/3 (注19)	5/3 (注19)	5/3 (注19)	4
	L 治安判事裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	6/3	6/3	4/2 (注20)
	L 市裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	6/3	6/3	4/2 (注20)
	L 市(city)裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	6/3	6/3	4/2 (注20)

・ ヴォア・ディール (Voir Dire) の実施者及び理由を示さない忌避の配分回数

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成 (仮訳)

法域	裁判所類型 G = 一般管轄 L = 限定管轄	ヴォア・ディールの実施者	理由を示さない忌避の回数						民事 民事事件
			刑 事						
			死刑事 件：	死刑事 件：	重罪事 件：	重罪事 件：	軽罪事 件：	軽罪事 件：	
ネブラスカ	G 地方裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	12	12	6	6	3	3	3
	L 郡裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	3	3	3
ネバダ	G 地方裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	8	8	4	4	4	4	4
	L 治安判事裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	4	4	4
ニューハンプ シヤプター ジー	G 高等裁判所	裁判官 (注21)	10	20	5/3 (注22)	5/3 (注22)	3	3	3
	G 高等裁判所	裁判官 (注23)	12 (注24)	20 (注24)	12	20	10	10	6
ニューメキシコ	G 地方裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	8	12	3	5	3	5	5/3 (注26)
	L 治安判事裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	2/1 (注25)	2/1 (注25)	1
	L ベルナリオ都市圏 裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	2/1 (注25)	2/1 (注25)	1
ニューヨーク	G 高等裁判所	刑事：検察官・弁護士及び裁判官 民事：弁護士	20	20	20/15/10	20/15/10	10	10	3
	G 郡裁判所	刑事：検察官・弁護士及び裁判官 民事：弁護士	20	20	15/10 (注27)	15/10 (注27)	10	10	3
	L 地方裁判所	刑事：検察官・弁護士及び裁判官 民事：弁護士	~	~	~	~	10	10	3
	L 市(city)裁判所	刑事：検察官・弁護士及び裁判官 民事：弁護士	~	~	~	~	10	10	3
	L N.Y.C.民事裁判所	弁護士及び裁判官	~	~	~	~	~	~	3
	L N.Y.C.刑事裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	10	10	~
	L 町村裁判所	刑事：検察官・弁護士及び裁判官 民事：弁護士	~	~	~	~	10	10	3
ノースカロライ ナ	G 高等裁判所	検察官・弁護士	14	14	6	6	6	6	8
	L 地方裁判所	検察官・弁護士	~	~	~	~	~	~	8
ノースダコタ	G 地方裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	5/4 (注28)	5/4 (注28)	5/4 (注28)	5/4 (注28)	4/4 (注29)
オハイオ	G 一般訴訟裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	6	6	4	4	3	3	3
	L 市裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	3	3	3
	L 郡裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	3	3	3

・ ヴォア・ディール (Voir Dire) の実施者及び理由を示さない忌避の配分回数

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成 (仮訳)

法域	裁判所類型 G = 一般管轄 L = 限定管轄	ヴォア・ディールの実施者	理由を示さない忌避の回数							
			刑 事						民 事	
			死刑事 件：	死刑事 件：	重罪事 件：	重罪事 件：	軽罪事 件：	軽罪事 件：	民事事 件	
オハイオ	L 請求裁判所	弁護士及び裁判官	~	~	~	~	~	~	~	3
オクラホマ	G 地方裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	9	9	5	5	3	3	3	3
オレゴン	G 巡回裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	12	12	6	6	6	6	6	3
	L 治安判事裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	2	2	2	3
	L 市裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	6	6	6	3
ペンシルベニア	G 一般訴訟裁判所	検察官・弁護士及び/又は裁判官	20	20	7	7	5	5	4 (注30)	4 (注30)
プエルトリコ	G 高等裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	0/5 (注31)	0/5 (注31)	5	5	5	陪審裁判無し
ロードアイランド	G 高等裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	6	6	3	3	~ (注32)	~ (注32)
	L 家庭裁判所	検察官・弁護士	~	~	6	6	~	~	~	~ (注32)
サウスカロライナ	G 巡回裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	5	10	5	10	5	5	5	4
	L 治安判事裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	6	6	6	6
	L 市裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	6	6	6	~
サウスダコタ	G 巡回裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	20	20	20/10 (注3)	20/10 (注3)	3	3	3	3
テネシー	G 巡回裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	15	15	8	8	3	3	3	4
	G 刑事裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	15	15	8	8	3	3	3	~
	G 衡平法裁判所	弁護士及び裁判官	~	~	~	~	~	~	~	4
テキサス	G 地方裁判所	検察官・弁護士	15	15	10	10	5	5	5	6
	L 郡裁判所	検察官・弁護士	~	~	~	~	3	3	3	3
	L 治安判事裁判所	検察官・弁護士	~	~	~	~	3	3	3	3
	L 市裁判所	検察官・弁護士	~	~	~	~	3	3	3	3
ユタ	G 地方裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	10	10	4	4	3	3	3	3
	L 治安判事裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	3	3	3	~
バーモント	G 高等裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	6	6	6	6	6	6
	G 地方裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	6	6	6	6	6	6
バージニア	G 巡回裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	4	4	4	4	3	3	3	3
ワシントン	G 高等裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	12	12	6	6	3	3	3	3
	L 地方裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	3	3	3	3
	L 市裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	3	3	3	3

． ヴォア・ディール（ Voir Dire ）の実施者及び理由を示さない忌避の配分回数

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成（仮訳）

法域	裁判所類型 G = 一般管轄 L = 限定管轄	ヴォア・ディールの実施者	理由を示さない忌避の回数						
			刑 事						民事
			死刑事 件： 検察側	死刑事 件： 弁護側	軽非事 件： 検察側	軽非事 件： 弁護側	軽非事 件： 検察側	軽非事 件： 弁護側	民事事件
ウエスト バージニア	G 巡回裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	2	6	4	4	4
	L 治安判事裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	~	~	4	4	4
ウィスコンシン	G 巡回裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	~	~	6/4 (注3 4)	6/4 (注3 4)	4	4	3
ワイオミング	G 地方裁判所	検察官・弁護士	12	12	8	8	4	4	3
	L 市裁判所	検察官・弁護士	~	~	~	~	4	4	~
	L 郡裁判所	検察官・弁護士	~	~	~	~	4	4	3
	L 治安判事裁判所	検察官・弁護士	~	~	~	~	4	4	3
連邦	G 地方裁判所	検察官・弁護士及び裁判官	20	20	6	10	3	3	3

G = 一般的管轄を有する裁判所
L = 限定的な管轄を有する裁判所

（注）

死刑を定めてない法域は、アラスカ、コロンビア特別区、ハワイ、アイオワ、メイン、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソタ、ノースダコタ、ロードアイランド、バーモント、ウィスコンシン、ウエストバージニア。

（脚注）

カリフォルニア

- 1 裁判官が裁量により単独で行い、検察官・弁護士が補充する（Code Cv.Pro. § 223，裁判所規則228）。
- 2 死刑又は無期事件のいずれにも20回の忌避。
- 3 90日以下の刑罰の場合は6回，それ以外の軽罪は10回。

コネチカット

- 4 犯罪が無期刑を科し得る場合は15回の理由を示さない忌避，それ以外の場合は6回。

フロリダ

- 5 被告人が無期刑を科され得る場合には，それぞれの側に許されている忌避は10回。それ以外のすべての場合は6回。

ジョージア

- 6 当事者が12人の陪審裁判を求める場合（最低1万ドルが問題になっている場合）には，それぞれの側が6回。それ以外の場合は3回。

ハワイ

- 7 被告人が無期刑を科され得る場合には，それぞれの側に許されている忌避は12回。それ以外のすべてのケースは3回。

・ ヴォア・ディール (Voir Dire) の実施者及び理由を示さない忌避の配分回数

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成 (仮訳)

- イリノイ
8 検察官・弁護士が加わることを許容してもよい。
- アイオワ
9 Aクラスの重罪である場合，10回。
- カンザス
1 0 Aクラスの重罪である場合，12回。Bクラスの重罪である場合は8回，C，D及びEクラスは6回。
1 1 1993年7月1日以降，量刑基準表に含まれていない重罪 (off-grid) 又は重大度 1 の重罪については12回，重大度 2 から 6 の重罪，それ以上の非個人的な重罪，又は重大度 2 若しくは 3 の薬物重罪については 8 回，その他の重罪については 6 回。
- ルイジアナ
1 2 ルイジアナ州の刑事法令は，重罪は「懲役刑又は懲役刑以外により」罰することができるのと定めている。懲役刑以外により罰せられる罪については，州及び被告人側はそれぞれ 6 回の理由を示さない忌避を有する。
1 3 裁判が12人の陪審員で構成される場合には，それぞれ 6 回の理由を示さない忌避を有する。裁判が 6 人の陪審員で構成される場合には，それぞれ 3 回の理由を示さない忌避が許される。
- メイン
1 4 謀殺で訴追されている場合は10回。
- マサチューセッツ
1 5 検察官・弁護士が加わることを許容してもよい。
- ミシガン
1 6 無期刑について裁かれる場合には，12回の忌避，それ以外の場合には5回。
- ミネソタ
1 7 無期刑の可能性がある場合は，検察側は 9 回，被告人側は15回。
- ミシシッピ
1 8 12人陪審の場合は 4 回， 6 人陪審の場合は 2 回。
- モンタナ
1 9 12人陪審の場合は 6 回の忌避， 6 人陪審の場合は 3 回の忌避。
2 0 6 人陪審の場合は 2 回，12人を超えない陪審の場合は計 4 回を超えない数。
- ニューハンプシャー
2 1 検察官・弁護士は，ヴォア・ディールの質問をすることを許される。特に謀殺事件の場合において。
2 2 第一級謀殺の場合は，それぞれの側に15回。

. ヴォア・ディール (Voir Dire) の実施者及び理由を示さない忌避の配分回数

米国司法省「State Court Organization 1998」から作成 (仮訳)

ニュージャージー

- 2 3 検察官・弁護士が加わることを許容してもよい。
- 2 4 公判の裁判官によって回数を増やすことを認められる。

ニューメキシコ

- 2 5 軽犯罪 (petty misdemeanors) については1回、それ以外については2回。
- 2 6 12人陪審の場合は5回、6人陪審の場合は3回。

ニューヨーク

27 Aクラスの重罪である場合は20回、B又はCクラスの重罪である場合は15回、それ以外の場合は10回。

ノースダコタ

- 2 8 12人陪審の場合は6回、6人陪審の場合は4回。
- 2 9 9人陪審の場合は4回、6人陪審の場合は4回。

ペンシルベニア

- 3 0 忌避の公正な配分を達成するために変わり得る。

プエルトリコ

- 3 1 無期刑を科され得る場合には10回、それ以外の重罪の場合には5回。

ロードアイランド

- 3 2 理由を示さない忌避は、有資格の陪審員 (理由付き忌避を受けていない陪審員) 数の3分の1を超えない範囲。

サウスダコタ

- 3 3 無期刑の可能性がある場合は20回の理由を示さない忌避、それ以外の場合は10回。

ウィスコンシン

- 3 4 無期刑の場合はそれぞれ6回、それ以外の場合は4回。

英国における陪審制関係条文（仮訳）

. 1974年陪審員法（Juries Act 1974）

第1条（陪審の職務を行う資格）

この法律が別に定めるときを除き，以下の要件を満たす全ての者は，刑事法院（Crown Court），高等法院（High Court）及び郡裁判所（county courts）において陪審員としての職務を行う資格を有し，この法律により召喚されたときには陪審の職務のため出頭する義務を負う。

- (a) 国政選挙又は地方選挙の選挙人として現に登録され，18歳以上70歳以下の者であること
- (b) 13歳に達した以降少なくとも5年間，英国（the United Kingdom，the Channel Islands or the Isle of Man）を通常の居住地としていたこと
ただし，現に，陪審の職務に就くことができない者又は陪審員となる資格のない者は，この限りでない。陪審の職務に就くことができない者及び陪審員となる資格のない者とは，それぞれ，別表第1第1章及び第2章に掲げる者とする。

第2条（召喚）

- (1) この法律が別に定めるときを除き，大法官（Lord Chancellor）は，刑事法院，高等法院及び郡裁判所における陪審の職務のために出頭すべき陪審員を召喚すること，並びに召喚を受ける陪審員が出頭すべき日時及び召喚すべき人数を決定することについて責任を負うものとする。
- (2) 前項の義務を実際に履行するにあたっては，大法官は，召喚される者の便宜，それぞれの居住地，とりわけ出頭場所が妥当な日常的移動距離の範囲内にある陪審員を選定するのが望ましいことを考慮しなければならない。
- (3) 前項の規定に定めるほか，この法律において，イングランド及びウェールズ内であって出頭又は陪審の職務を要求される場所については，いかなる制限もあってはならない。

(4) この法律が別に定めるときを除き，陪審員は，郵送又は手交による書面の通知により召喚するものとする。

1889年解釈法（Interpretation Act 1889）第26条（適切に宛名書きして郵送した書簡の受領に関する推定）の規定の適用にあたっては，通知の宛先の住所が選挙人名簿に記載されているとおりであるときは，当該通知は適切に宛名書きしたものと認め，適切に宛名書きして当該宛先地で手交した通知は，当該名宛人に直接交付したと認めるものとする。ただし，反証があったときはこの限りでない。

(5) 前項の規定により郵送又は交付する召喚状には，次に掲げる事項についての告知を含むものとする。

(a) 第1条，第9条第1項，第10条及び第20条第5項の規定の効果

(b) 理由のいかんを問わず，陪審員となる資格がなく，又はその義務からの免除を望み若しくはその地位にあるときは，召喚を撤回させるために，担当官（appropriate officer）に対して意見を述べることができること

前項又は第6条の規定により陪審員候補者が召喚された場合，担当官は，いつでも，その者が陪審の職務を行う資格を有するか否かを確認するため，相当と思料する質問をし，又はこれをさせることができる。

(6) 適切に宛名書きし，かつ支払をしたこの法律所定の召喚状が担当官により郵送されたことを記載した証明書であって，当該担当官の署名があるものは，いかなる訴訟手続においても証拠として許容するものとし，かつ証拠として許容するために当該担当官の署名又は公的資格について証明することは不要であるものとする。

第3条（陪審員選定の基礎となる選挙人登録簿）

(1) 1983年国民代表法（Representation of the People Act 1983）の定める選挙人登録官（electoral registration officer）は，担当区域の選挙人登録が公表された後できる限り速やかに，大法官の指定する者に対して，その者が陪審員召喚のために必要とする部数の登録簿の写しを交付しなけ

ればならない。写しには、登録簿に登載されている者のうち、現に又は写しに記載のある日において、18歳未満又は71歳以上であることを登録官が確認済みである者の氏名を示すものとする。

- (2) 前項にいう選挙人登録簿には、1957年ロンドン市法（City of London (Various Powers) Act 1957）第4条第1項の定める区の名簿を含まない。

第4条（召喚の撤回又は変更）

担当官は、第2条の規定により召喚された者が最初に出頭すべき日以前において、その出頭は不必要であり、又は特定の日における出頭は省くことができることを認めるときは、召喚の通知と同一の方法で送達する通知により、召喚の撤回又は変更をすることができる。

第5条（陪審員候補者名簿）

- (1) この法律により行う大法官の事務には、陪審員として召喚する者の一覧表（陪審員候補者名簿）の作成を含むものとし、陪審員候補者名簿に記載すべき情報、陪審員候補者名簿を準備する目的である開廷期日、陪審員候補者名簿の区分又は類別（最初に出頭すべき日その他の基準による）、陪審員候補者名簿の拡張又は変更、その他陪審員候補者名簿の内容及び形式に関する事項は、必要に応じて大法官が指示するところによるものとする。
- (2) 争点の審理について陪審を召集し若しくは召集することができる訴訟手続の当事者、又は当該訴訟手続におけるその代理人には、当該陪審員を選定する基礎となる陪審員候補者名簿を閲覧するための適当な機会を保障しなければならない。
- (3) 前項の規定が付与する権利は、陪審による公判が終了した後、又は陪審による公判を行うことが不可能となった時以降は、行使することができない。
- (4) 裁判所は、相当と認めるときは、第2項の権利を有しない者に対して、いつでも、陪審員候補者名簿を閲覧するための機会を与えることができ

る。

第6条（例外的状況における召喚）

- (1) 裁判所は、公判廷で争点を審理すべき陪審員の数が足りず、又は足りなくなる見込みであると認める場合において、相当と思料するときは、陪審を完全な構成とするために、第1条により資格のない者並びに義務の免除及び忌避の対象になる者をも考慮した上で必要な人数になるまで、当該裁判所又はその周辺にいる者を、書面での通知によることなく、陪審の職務のために召喚することができる。
- (2) 前項の規定により召喚した者の氏名は、陪審員候補者名簿に追加するものとし、裁判所は、これらの者が当初から陪審員候補者名簿に含まれていたものとみなして手続を進めるものとする。

第7条（出頭及び服務）

この法律が別に定めるときを除き、この法律により召喚された者は、召喚状又は担当官が指定する日数の間出頭しなければならず、召喚先の場所又はその周辺にある刑事法院、高等法院又は郡裁判所の陪審でその職務に服さなければならない。

第8条（以前に陪審の職務を行ったことによる免除）

- (1) この法律の規定により召喚された者が、担当官又は召喚先の裁判所（裁判所が複数あるときはそのいずれか）に対して、
- (a) その者への召喚状の送達日から逆算して所定の期間内に、陪審員を務め、若しくは陪審員を務めるために適時に出頭したこと、又は、
- (b) 刑事法院若しくはその他の裁判所がその者に一定期間陪審の職務を免除し、その期間がいまだ満了していないことを証明したときは、担当官又は当該裁判所は、当該召喚状に基づく現在又は将来の出頭を免除するものとする。
- (2) 前項にいう「所定の期間」とは、2年間又は大法官が行政立法による命令で定めるこれより長い期間とする。ただし、この行政立法は、議会

の両院いずれかの決議により失効し、大法官の命令は、本項により以後発する命令によって変更し又は取り消すことができる。

- (3) この法律により召喚された者及び陪審員候補者名簿に登載された者の記録は、大法官が指示する方法により保管しなければならない。大法官は、相当と思料するときは、その定める要件及び条件に従い公衆に記録の閲覧を許すための措置をとることができる。
- (4) この法律による召喚に応じて適時に出頭した者は、担当官に対して、その旨を記録した証明書の交付を請求することができる。
- (5) 第1項にいう「陪審員を務めたこと」とは、1971年裁判所法(Courts Act 1971)で廃止された巡回裁判所その他の裁判所を含むあらゆる裁判所での陪審員としてのサービスをいうが、検死官裁判所における陪審員としてのサービスは除くものとする。

第9条（特定の者に対する免除及び裁量による免除）

- (1) この法律により召喚された者は、別表第1第3章に掲げる者に該当するときは、請求により、陪審の職務から免除される。ただし、別表中の軍人の項に係る場合を除き、本条によって召喚に応じて出頭する義務が免除されるのは、次項の規定に従って出頭義務を免除する場合に限る。
- (2) この法律により召喚された者が、担当官に対して、当該召喚に応じた出頭を免除すべき正当な事由があることを証明したときは、担当官は、その出頭を免除することができる。当該事由が前項の服務免除事由に該当するときは、出頭を免除しなければならない。
- (3) 刑事法院の規則は、担当官が前項の規定による義務免除を却下したことに対して、召喚を受けた者が出頭先の裁判所（裁判所が複数あるときはそのいずれか）に不服を申し立てる権利について規定しなければならない。
- (4) 前3項の規定によるものとは別に、この法律により召喚を受けた者の出頭先である裁判所（裁判所が複数あるときはそのいずれか）は、その者の出頭を免除することができる。

第9 A条（裁量による猶予）

- (1) この法律により召喚された者が、担当官に対して、当該召喚に応じた出頭を猶予すべき正当な事由があることを証明したときは、担当官はその出頭を猶予することができる。出頭を猶予したときは、召喚により出頭すべき日を変更しなければならず、召喚状はその旨の効力を生ずるものとする。
- (2) 前項の請求を認容又は却下したときは、同項により与えられた権限は、同一の召喚状について以後行使することができない。
- (3) 刑事法院の規則は、担当官が第1項の規定による猶予を却下したことに對して、召喚を受けた者が出頭先の裁判所（裁判所が複数あるときはそのいずれか）に不服を申し立てる権利について規定しなければならない。
- (4) 前3項の規定によるものとは別に、この法律により召喚を受けた者の出頭先である裁判所（裁判所が複数あるときはそのいずれか）は、その者の出頭を猶予することができる。

第9 B条（陪審員を務めることができない身体障害者に対する召喚の取消し）

- (1) 担当官は、この法律による召喚状に従い出頭した者について、身体障害の理由により、陪審員の職務を効果的に遂行する能力に疑いがあると認めるときは、その者を裁判官の面前に引致することができる。
- (2) 裁判官は、その者が陪審員の職務を行うべきか否かを判断しなければならない。ただし、裁判官は、その者が身体障害の理由により陪審員の職務を効果的に遂行する能力がないと判断する場合でない限り、当該召喚を認可しなければならない。遂行能力がないと判断したときは、当該召喚を取り消さなければならない。
- (3) 本条にいう「裁判官」とは、高等法院判事、巡回裁判所判事、又は刑事法院若しくは郡裁判所の非常勤裁判官（Recorder）のいずれかを意味する。

第10条（陪審員を務める能力に疑いがある場合の召喚の取消し）

担当官は、この法律による召喚状に従い出頭した者について、英語力不足の理由により、陪審員の職務を効果的に遂行する能力に疑いがあると認めるときは、その者を裁判官の面前に引致することができる。裁判官は、その者が陪審員の職務を行うべきか否かを判断しなければならない。職務を行うべきでないとは判断したときは、召喚を取り消さなければならない。本条にいう「裁判官」とは、高等法院判事、巡回裁判所判事、又は刑事法院若しくは郡裁判所の非常勤裁判官のいずれかを意味する。

第 11 条（抽選及び陪審員の宣誓）

- (1) 公判廷において争点を審理すべき陪審は、当該日時及び場所に出頭すべく召喚された者からなる陪審員候補者名簿又はその一部から、公開の法廷で、抽選により選定しなければならない。
- (2) 第 6 条の規定により陪審員を召喚する権限は、抽選の前後にかかわらず行使することができる。抽選開始後に行使した場合は、裁判所は、その規定により召喚した者について抽選を省略することができる。
- (3) 公判廷において争点を審理すべき 1 つの陪審について、構成員 2 人以上を同時に宣誓させ就任させてはならない。
- (4) 次項の規定に定めるほか、1 回の抽選で選定された陪審は、1 つの案件のみを審理するものとする。ただし、個々の陪審員は、抽選により 2 回以上選定されることを免れることはできない。
- (5) 前項の規定は、以下に掲げる審理の方法を妨げない。
 - (a) 複数の案件の公判のうち最後のものが、陪審が構成されてから 24 時間以内に開始する場合において、同一の陪審がこれらすべての審理を担当すること
 - (b) 刑事事件において、1964 年刑事訴訟（精神障害）法（Criminal Procedure (Insanity) Act 1964）第 4 条第 4 項(b)の規定に従って裁判所から指示があった場合に、被告事件の審理を行っている陪審と同一の陪審が被告人の訴答能力の審理をも担当すること
 - (c) 個別的抗弁で開始した刑事事件において、当該個別的抗弁を審理した陪審が、罪責に係る概括的否認についても審理すること

- (6) 前項各号の場合において，裁判所は，2件目以降の案件に係る公判について，陪審員のうち正当に忌避若しくは免除の対象となる者があり得ると認め，又は訴訟手続の両当事者が同意したときは，全員が同一人である陪審で手続を進めることに代えて，当該陪審員を解任することができ，交替の陪審員は，第2項の規定に定めるときを除き，公開の法廷で抽選により選定するものとする。

第12条（忌避）

- (1) 正式起訴状により訴追された被告人の公判廷の手続において，
- (a) 被告人は，陪審員の全部又は一部を，理由を付して忌避することができ，
 - (b) 理由付き忌避は，被告事件の審理を担当する裁判官がその当否を判断するものとする。
- (2) 陪審で審理される郡裁判所における訴訟手続の当事者は，高等法院における訴訟手続の当事者と全く同様に，陪審員の全部又は一部を忌避する権利を有する。
- (3) あらゆる裁判所において，陪審員に対する忌避は，抽選によって氏名を抽出した後，又は前条第2項の規定により裁判所が抽選を省略したときはその時から，かつ，その者が就任のための宣誓をする前に，これをしなければならない。
- (4) 陪審の職務のため召喚された者が陪審員となる資格のない者であることは，理由付き忌避の理由となるものとする。ただし，本項本文及び前3項に定めるもののほか，この法律のいかなる規定も，陪審員の忌避に関する従前の法体系に影響を及ぼさない。
- (5) この法律により，1971年裁判所法の別表第4第3項(2)，及び1972年刑事司法法（Criminal Justice Act 1972）の別表第5に掲げる1971年裁判所法中の各規定を廃止するにもかかわらず，1825年陪審員法（Juries Act 1825）第29条（訴追側による陪審員の忌避）の規定中，「刑事法院」とあるのは，従前どおり「前述の各裁判所」と読み替えるものとする。

- (6) 第4項の規定によるものとは別に、陪審員候補者全員に対する忌避の権利、すなわち、当該陪審員の召喚に責任を負う者が偏見を持ち、又は不適切に行動したことを理由とする全員忌避の権利は、この法律により改正される1971年裁判所法第31条の施行以降、刑事法院、高等法院、及び郡裁判所への陪審員召喚の責任は大法官が負うことになったにもかかわらず、なお従前の例によるものとする。

第13条（一時散会）

正式起訴状により訴追された被告人の公判廷において、裁判所は、相当と思料するときは、陪審員に評決についての評議を指示する前後にかかわらずいつでも、陪審員に一時散会を許すことができる。

第14条（検証）

刑事法院の規則及び民事事件に関する裁判所の規則は、陪審員による検証に関して規定を置くことができる。検証に赴くことを陪審員に求める場所は、特定の郡その他の地域に限ってはならないものとする。

第15条（茶菓）

陪審員は、宣誓して就任した後、裁判所の裁量により、自弁で相応な茶菓をとることができる。

第16条（陪審員の死亡又は解任の場合における刑事公判の継続）

- (1) 正式起訴状により訴追された被告人の公判中に、陪審員が死亡し、又は病気のためサービスの継続が不可能であることその他の理由により裁判所から解任された場合において、陪審の構成員の数が9人を下回らないときは、当該陪審は、次項又は第3項の規定に定めるときを除き、欠員があるにもかかわらず、当該公判に関する限りは適切な構成を維持しているものとみなす。当該公判はそのまま進行させ、評決はこれに従って下すことができる。
- (2) 法定刑に死刑がある罪に係る事件の審理については、前項の規定は適

用しない。ただし，訴追側及び被告人（複数の場合には各被告人）の両当事者又はその代理人が，その時点で前項の規定を適用するにつき，書面で同意したときは，この限りでない。

- (3) 第1項の規定にかかわらず，裁判所は，正式起訴状により訴追された被告人の公判中に陪審員が死亡し又は解任された場合において，相当と認めるときは，陪審を解散することができる。

第17条（多数決による評決）

- (1) 第3項及び第4項の規定に定める制約のほか，刑事法院又は高等法院における訴訟手続での陪審の評決は，以下の場合には全員一致である必要はないものとする。
- (a) 陪審員が11人以上あり，10人が評決に同意しているとき
 - (b) 陪審員が10人あり，9人が評決に同意しているとき
- (2) 第4項の規定に定める制約のほか，郡裁判所における訴訟手続での陪審（8人の陪審員で構成される）の評決は，7人が同意している場合には，全員一致である必要はないものとする。
- (3) 刑事法院は，陪審長が公開の法廷において，評決に賛成又は反対した陪審員のそれぞれの人数を述べない限り，第1項の規定に基づいて有罪評決を受理してはならない。
- (4) いかなる裁判所も，事案の性質及び複雑さを考慮して裁判所が合理的と認める時間を陪審が評議のために費やしたと認めない限り，第1項及び第2項の規定による陪審の評決を受理してはならない。刑事法院は，いかなる場合も，陪審が少なくとも評議に2時間を費やしたと認めない限り，評決を受理してはならない。
- (5) 本条の定めるところとは別に，民事訴訟の実務において，裁判所が両当事者の同意により多数決の評決を受理できること，及び両当事者が欠員のある陪審によって訴訟を進行させることに同意できることは，なお従前どおりとする。

第18条（判決の執行停止又は取消し）

- (1) 陪審による審理で評決があった後の判決は、以下の理由により執行を停止し又は取り消してはならない。
- (a) 陪審員の召喚若しくは名簿への登載又は抽選による陪審員の選定に関するこの法律の規定が守られていないこと
 - (b) 陪審員が第1条の規定に定める有資格者でなかったこと
 - (c) 陪審員の氏名を誤称又は誤記したこと
 - (d) 陪審員のいずれかが職務を遂行するのに適さなかった者であること
- (2) 前項(a)の規定は、違反の起きた時又はそれ以降できる限り速やかに異議申立てがあったにもかかわらず、当該違反が是正されていないときは、当該違反については適用しない。
- (3) 第1項の規定は、氏名詐称を理由とする評決への異議申立てについては適用しない。

第19条（陪審の職務に対する補償）

- (1) 次項以下の規定に定めるところにより、陪審員としての職務を行う者は、陪審職務遂行のための裁判所への出頭に関して、次に掲げる費用に相当する金額で大法官が行政管理大臣(Minister for Civil Service)の同意を得て定めるものを、所定の条件に従い、手当として受給する権利を有する。
- (a) 旅費及び生活費
 - (b) 陪審のため出頭した結果として、旅費及び生活費以外に本来負担する必要のなかった出費が生じ、又は得るはずの収入若しくは社会保障法令に基づき受給するはずの利益の喪失があったときは、当該財産上の損失
- (2) 前項の規定は、検死陪審の職務については、適用しない。その手当支給については、1988年検死官法(Coroners Act 1988)の定めるところによる。
- (3) 第1項の規定に基づき支払う金額の算定及び支払方法の決定は、大法官が定める手続に従うものとし、支払の原資は、議会が提供するものと

- する。
- (4) 第1項において「所定の条件」とは、行政管理大臣の同意を得て大法官が行政立法で定める規則所定の条件を意味し、同項の適用にあたっては、陪審職務のための召喚に応じて出頭した者は、その後宣誓して陪審員に就任していなくても、陪審員としての職務を行ったものとみなす。
- (5) 1988年検死官法に規定があるものを除き、何人も、この法律以外の法律により、又は他の法的準則、慣習、若しくは同意に基づいて、陪審員としての職務に対する補償を受給する権利を有しない。
- (6) 本条の規定は、1971年貨幣法(Coinage Act 1971)第8条による貨幣見本検査の公判のために召喚した陪審の職務については、適用しない。

第20条(罰則)

- (1) 第2項から第4項までの規定に定めるところにより、次のいずれかに該当する者は、標準科刑表第3段階以下の罰金刑に処する。
- (a) この法律の規定により適時に召喚されたにもかかわらず、担当官又は召喚状が指定した最初の期日又はそれ以降のいずれかに期日に当該召喚状に従って出頭しなかった者
- (b) 召喚状に従って出頭したものの、陪審員として職務を行うことの求めに応じることのできなかつた者、又は飲酒若しくは薬物使用により職務を遂行するのに適さなかつた者
- (2) 前項の罪は、簡易起訴手続による有罪判決により、又はその罪を法廷内で犯した法廷侮辱罪とみなして、処罰するものとする。
- (3) 第1項(a)の規定は、第6条の規定による場合を除き、最初の出頭期日として召喚状が指定した日から逆算して14日以前に当該召喚状が適時に送達されたときに限り、これを適用する。
- (4) 召喚された者が当該召喚状に従わなかつたこと又は出頭した者が陪審員として職務を行うことの求めに応じることができなかつたことについて、合理的な理由を示したときは、前3項の規定により処罰することはできない。前3項の規定の適用にあたっては、召喚の取消し又は変更及

び陪審職務の免除又は猶予に関するこの法律の規定が優先するものとする。

- (5) 次のいずれかに該当する者は、簡易起訴手続による有罪判決により、無資格者陪審就任罪については標準科刑表第5段階以下の罰金刑、その他の罪については標準科刑表第3段階以下の罰金刑に処する。
- (a) この法律により召喚された後、陪審の職務を免れる意図をもって、担当官に対して虚偽の陳述をし、又は代人に虚偽の陳述をさせ若しくはこれを容認した者
- (b) この法律により召喚された者の代人として、その者を陪審の職務から免れさせる意図をもって、担当官に対して虚偽の陳述をし、又は第三者に虚偽の陳述をさせた者
- (c) 第2条第5項に従って質問を受けた際に、合理的な理由なく返答を拒否し、又は重要な点について虚偽であると認識している返答をし、若しくは著しく軽率に重要な点について虚偽である返答をした者
- (d) 別表第1第1項A群、B群、若しくはC群に掲げる陪審の職務に就くことができない者、又は同表第2項に掲げる陪審員となる資格がない者であることを知りながら、陪審員の職務を行った者
- (e) 1994年刑事司法及び公の秩序に関する法律（Criminal Justice and Public Order Act 1994）第40条の規定により陪審員となる資格がない者であることを知りながら、陪審員の職務を行った者

第21条（補則）

- (1) 大法官は、地域的法律の改正又は廃止であって、この法律の新規定の結果として必要又は相当であると認めるものを、命令により定めることができる。
- (2) 大法官は、旧規定及び従前の法的準則から新規定に改める際の経過措置として必要又は相当であると認めるものを、命令により定めることができる。特に、この命令により、新規定、又は新規定により改正される従前の規定について、経過的な読替え又は修正を施すことができる。

- (3) 本条による命令の権限は、行政立法により行使し、この権限の行使により以前発した命令を改正又は廃止する権限を含むものとする。ただし、この行政立法は、議会の両院いずれかの決議により失効する。
- (4) 陪審員の新規召集 (venire de novo) のための令状又は命令は、これを発する裁判所が相当と認める形式によるものとする。
- (5) この法律の規定に定めるもののほか、陪審による公判、陪審及び陪審員に関する全ての法規及び法的準則は、従前どおり効力を有するものとし、刑事事件では、刑事巡回裁判所 (court of oyer and terminer) 又は未決囚釈放裁判 (gaol delivery) における訴訟手続は刑事法院の手続における手続とみなして、なお従前の例によるものとする。
- (6) 第1項及び第2項にいう「新规定」とは、この法律の規定のうち、陪審による公判、陪審及び陪審員に関する1971年裁判所法の規定及び1972年刑事司法法第25条の規定を改めて制定し直したものをいい、第2項にいう「旧規定及び従前の法的準則」及び「新规定により改正される従前の規定」とは、1971年裁判所法の前記各規定及び1972年刑事司法法第25条の規定により改正される前の旧規定及び従前の法的準則をいう。

第22条 (付随的な改正、留保及び廃止)

- (1) 1887年検死官法 (Coroners Act 1887) は、別表第2に掲げる改正 (この法律による同法の一部規定の廃止) に従い、なお従前の効力を有する。
- (2) この法律により廃止された規定を引用する法規、命令又は文書は、その効力を維持するのに必要な限度で、この法律の対応する規定を引用しているものとみなして、これを解釈しなければならない。
- (3) この法律により廃止した規定に基づき作成、送達、又は交付した命令又は文書、及び実施したあらゆる処分は、この法律の対応する規定に基づき作成、送達、交付又は実施したものとみなして、その効力を有するものとする。
- (4) 別表第3に掲げる法律中の各規定は、この法律により、同表第3欄に

指定する限度において，廃止する。

- (5) 第2項及び第3項の規定は，1889年解釈法第38条(廃止の効力)の規定の効果に影響を与えるものと解釈してはならない。

第23条(略称，定義，施行及び適用範囲)

- (1) この法律は，1974年陪審員法として引用することができる。

- (2) この法律において，次の用語は以下に掲げる意義で用いる。

「裁判所」とは，刑事法院，高等法院，又は郡裁判所をいう。ただし，法文の趣旨から別に解釈すべきときは，この限りでない。

「担当官」とは，大法官の定める手順に従い，当該手続のために指名した職員をいう。

- (3) この法律は，可決の日から起算して1か月の期間が経過した時から施行する。

- (4) この法律は，イングランド及びウェールズのみ適用する。

別表第1(陪審の職務に就くことのできない者，陪審員となる資格のない者及び陪審職務の免除)(第1条及び第9条関係)

第1章 陪審の職務に就くことのできない者

A群

司法官 (the judiciary)

1876年上訴管轄権法 (Appellate Jurisdiction Act 1876) にいう高位の司法職

巡回裁判官 (circuit judges) 及び刑事法院又は郡裁判所の非常勤裁判官 (recorders)

最高法院主事 (masters of the Supreme Court)

裁判所の補助裁判官 (registrars) 及び補助裁判官補 (assistant registrars)

首都及び他地域における有給の治安判事 (stipendiary magistrates)

治安判事 (justice of the peace)

行政裁判機関(tribunal)の長(Chairman or President),次長(Vice-Chairman or Vice-President), 並びにこれらの組織で裁判の職務を行う者及びその補助者

上記の職のいずれかを務めたことのある者

B 群

司法の運営に関わるその他の者

バリスタ (法廷弁護士) 及びソリシタ (事務弁護士) (現に実務に就いているか否かを問わない)

ソリシタの下の実務修習生 (articulated clerks)

バリスタの下の書記職員及びその補助職員

1990年裁判所及び法律業務法 (Courts and Legal Services Act 1990) 第119条第1項にいう公認法廷弁論人又は公認争訟追行人 (authorized advocate or authorized litigator) であって、バリスタ又はソリシタでない者、並びに当該公認法廷弁論人又は公認争訟追行人に雇用されている者で次のいずれかに該当する者

(a) 法律専務職員 (legal executive) 及びそれに相当する者

(b) バリスタの下の書記職員又はその補助職員に相当する者

ソリシタに雇用されている法律事務職員

公証人 (public notaries)

検察長官 (Director of Public Prosecutions) 及びその訴追部員

大法官の下に任用されている職員で、法制度又はその一部の日常的運営に関連する事務に全面的に又は主として従事している者

裁判所の日常的運営に関連する事務に全面的に又は主として従事している裁判所職員

検死官 (coroners), 副検死官及び検死官補

治安判事裁判所の事務長 (justice's chief executives), 書記職員及び補助職員

デットフォード・ストランド海事協会の長老会の現役会員 (active Elder Brethren of the Corporation of Trinity House of Deptford Strond)

裁判所速記官 (shorthandwriter)

1991年刑事司法法 (Criminal Justice Act 1991) 第4章にいう法廷警備管理官

刑事施設 (penal establishments) の所長 (governor), 牧師, 医師及びその他の専門職員, 並びに刑事施設接見委員会 (board of visitors for penal establishments) の委員 (本号にいう「刑事施設」とは, 1952年刑務所法 (Prison Act 1952) により規律される施設をいう。)

1991年刑事司法法第4章にいう護送管理官 (prisoner custody officer)

1994年刑事司法及び公の秩序に関する法 (Criminal Justice and Public Order Act 1994) 第1章にいう少年保護官 (custody officers)

2000年刑事司法及び裁判所業務法 (Criminal Justice and Court Services Act 2000) 第1章にいう認可施設 (approved premises) の長 (warden) 又は管理職員

保護観察官及びその補助職員

2000年刑事司法及び裁判所業務法第4条に基づき設置された地方保護観察委員会の委員長及び委員

2000年刑事司法及び裁判所業務法第10条に基づき発せられた管理命令に従って地方保護観察委員会委員長の職務を行う者

2000年刑事司法及び裁判所業務法第5条第2項に基づき地方保護観察委員会の委員の職務を行う者

仮釈放委員会 (Parole Board) の委員, 1967年刑事司法法 (Criminal Justice Act 1967) により設置された地方審査委員会 (local review committees) の委員

刑事事件審査委員会 (Criminal Cases Review Commission) の委員及び職員

警察官 (1996年警察法 (Police Act 1996) 第97条第1項 (b), (c) 又は (d) に定める関連職務に従事している者を含む。), 特定警察官, 制定法により維持されている警察組織の警察官, 及び任用資格に基づき警察の権限及び特権を有する者

1996年警察法にいう警察管理委員会の委員，及び制定法により維持されている警察組織の警察官の任命権限を有する法人その他のものの幹部職員

国王が任命する警察監察官（Inspectors of Constabulary）及び国務大臣が任命する警察監察官補佐

1996年警察法第15条にいう警察目的のために任用した事務職員，及び1967年退職年金法（Superannuation Act 1967）第15条にいう首都事務幹部職員（警視總監，ロンドン市治安判事補佐官その他の者により任用された者）

国家犯罪情報局（National Criminal Intelligence Service）の局員又は国家犯罪捜査部（National Crime Squad）の部員

国家犯罪情報局管理委員会（Service Authority）の委員，国家犯罪捜査部管理委員会の委員，1997年警察法（Police Act 1997）第13条に基づき国家犯罪情報局管理委員会に任用されている者，又は同法第58条に基づき国家犯罪捜査部管理委員会に任用されている者

法医学研究所（forensic science laboratory）の所長又はその職員

過去10年間に上記の職のいずれかにあった者

C 群

聖職者

英国国教会が叙任した聖職者，及びあらゆる教派の宗教家として定職にある者

あらゆる教派の誓約した信者で，僧院，修道院その他の宗教的生活共同体で生活している者

D 群

精神障害者

精神疾患，精神障害，精神薄弱又は重度精神薄弱を現に患い又は患ったことのある者で，それを理由として次の各号のいずれかに該当する者
(a) 病院又は同様の施設に入院している者

(b) 定期的に医師の治療を受けている者

1983年精神保健法 (Mental Health Act 1983) 第7条に基づき、現に後見を受けている者

1983年精神保健法第7章に基づき、裁判官により、精神障害を理由として、その財産及び事務を処理及び管理する能力が無いと決定された者

(この群において、次の用語は以下に掲げる意義で用いる。

(a) 「精神薄弱」とは、精神発達の遅滞し又は不完全な状態で重度精神薄弱には至らないものをいい、知能及び社会生活機能の大幅な障害を含む。

(b) 「重度精神薄弱」とは、精神発達の遅滞し又は不完全な状態をいい、知能及び社会生活機能の重篤な障害を含む。

(c) その他の用語は、1983年精神保健法の定めるところによる。)

第2章 陪審員となる資格のない者

英国内で次に掲げる刑の言渡しを受けたことがある者

(a) 終身拘禁刑、終身収容、又は5年以上の拘禁刑若しくは少年院収容

(b) 不定期の拘禁刑

英国内で過去10年以内に次のいずれかに該当したことがある者

(a) 拘禁刑に服し、又は少年院若しくは少年拘禁施設に収容された者

(b) 教護院に収容された者

(c) 拘禁刑又は少年拘禁施設収容の執行を猶予する判決を受けた者

(d) 社会奉仕命令の言渡しを受けた者

英国内で過去5年以内に保護観察命令を発せられたことがある者

第3章 請求により陪審義務を免除される者

一般

66歳以上の者

議会

貴族院議員

庶民院議員

貴族院の管理職員

庶民院の管理職員

スコットランド議会及び行政府

スコットランド議会の議員

スコットランド政府の閣僚

スコットランドの副大臣

欧州議会

欧州議会の英国選出議員

ウェールズ会議 (National Assembly for Wales)

ウェールズ会議の議員

ウェールズ会計検査院長 (Auditor General for Wales)

公務員 (Public Officials)

スコットランド会計検査院長 (Auditor General for Scotland)

軍隊

海軍，陸軍，又は空軍の現役軍人

(この規定により免除の対象となる者は，その者の軍務からの離脱が軍隊の能率の妨げとなる旨その者の上官が召喚状発付係官に対して認証したときは，陪審の職務のための召喚に応じて出頭する義務を免れるものとする。)

医療関係者

以下に掲げる者であって，現にその職に従事し，かつ当該職業に関する法規に従い登録し (条件付き又は一時的なものを含む)，置籍し，又は認定を受けている者

医師

歯科医師

看護婦

助産婦

獣医師

薬剤師

宗教関係者

陪審の職務が教義又は信仰と相容れない宗教団体の活動者

別表第2 1988年検死法 (Coroners Act 1988) 第36条第2項及び別表
第4により削除

別表第3 (第22条第4項関係) 廃止する条項

(法律番号)	(略称)	(廃止の範囲)
33 & 34 Vict c 77	1870年陪審員法 (The Juries Act 1870)	全部
11 & 12 Geo 6 c 58	1948年刑事司法法 (The Criminal Justice Act 1948)	第35条
12 & 13 Geo 6 c 27	1949年陪審員法 (The Juries Act 1949)	第1章, 第35条第2項
7 & 8 Eliz 2 c 22	1959年郡裁判所法 (The County Courts Act 1959)	第96条第2項
1965 c 26	1965年刑事司法法 (The Criminal Justice Act 1965)	全部
1967 c 80	1967年刑事司法法 (The Criminal Justice Act 1967)	第13条
1971 c 27	1971年裁判所法 (The Courts Act 1971)	第5章, 別表第4
1972 c 71	1972年刑事司法法 (The Criminal Justice Act 1972)	第2章, 別表第2, 別表第5中1971年裁判所法に関する事項
1973 c 62	1973年刑事裁判所権限法 (The Powers of Criminal Courts Act 1973)	別表第5中第48号

・ 1825年陪審員法（Juries Act 1825）

第29条

刑事法院で開廷されるあらゆる陪審審理で国王がその当事者となるものにおいて、国王のために訴訟を迫行する者が、当該審理を担当する陪審員の全部又は一部が国王側にとり公正でない旨申し立てたとしても、そのことを理由として当該審理を未実施のままにとどめてはならない。ただし、国王のため訴訟を迫行する者が陪審員のいずれかの者について忌避を申し立てようとするときは、当該忌避に特定の理由を付さなければならず、当該忌避が事実に基づくものであるかは、裁判所の慣習に従って調査するものとする。裁判所の裁量により、当該忌避が事実に基づくものであるか否かについて認定してから、当該陪審による審理へ手続を進行させるものとする。

・ 1988年刑事司法法（Criminal Justice Act 1988）

第118条（理由を示さない忌避の廃止）

- (1) 正式起訴状により訴追された者に対する公判手続において理由を示さずに忌避する権利は、これを廃止する。
- (2) 刑事法院の裁判官は、理由付き忌避に関する審理を非公開で、すなわち裁判官室において、実施することを命じることができる。ただし、公判手続から公衆を排除する命令を発する刑事法院の権限は、なお従前どおりとし、本項の権限はこれに付加するものとする。

第122条（一事不再理の申立て）

被告人が既に有罪又は無罪の確定判決を受けたと答弁をしたときは、陪審を要することなく、裁判官において当該争点を判断する。

・ 1994年刑事司法及び公の秩序に関する法律（Criminal Justice and Public Order Act 1994）

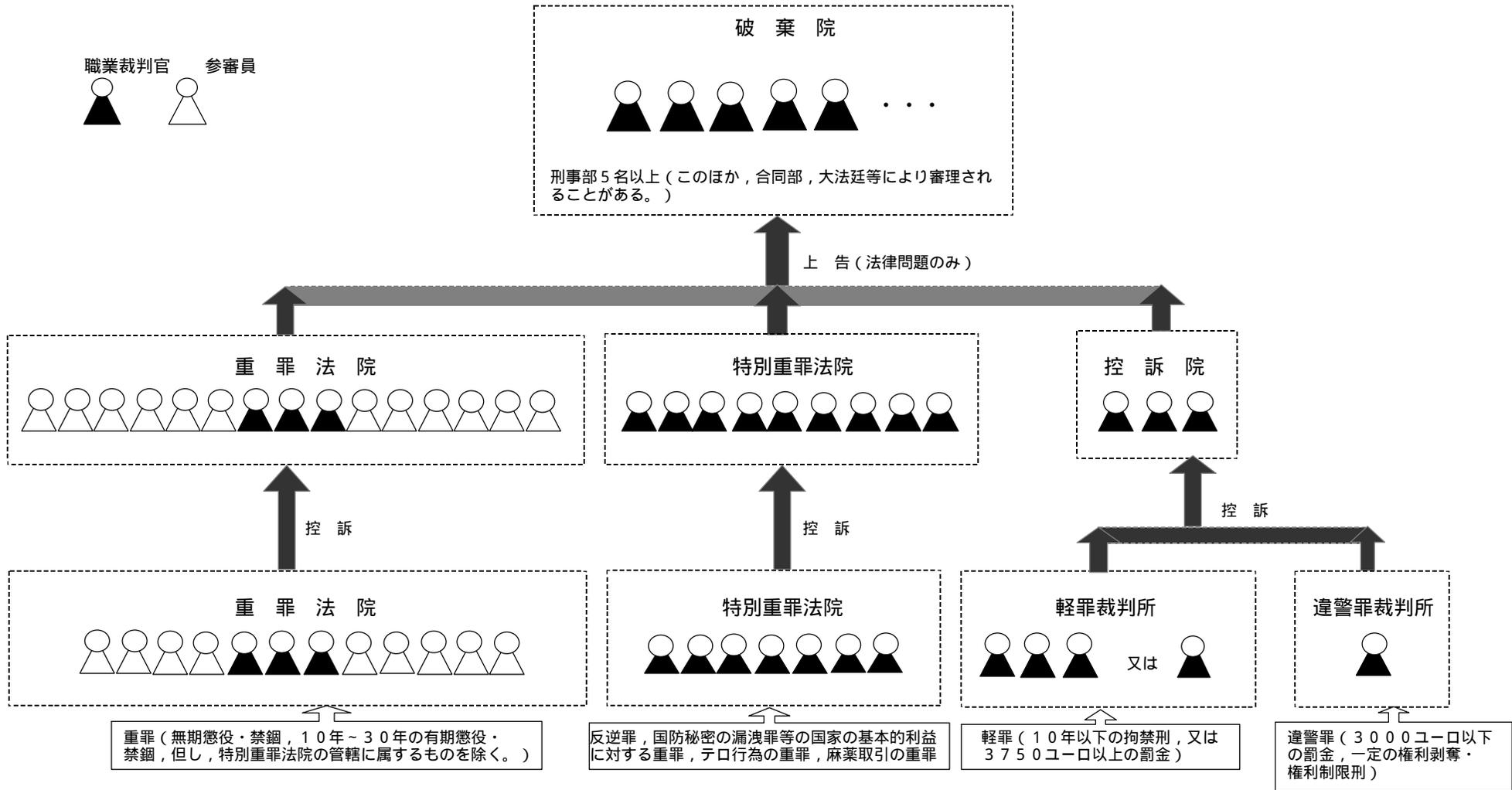
第40条（保釈中の者の陪審無資格）

（1） 刑事手続において保釈中である者は，刑事法院において陪審員となる資格を有しない。

（2） 本条において「刑事手続において保釈中である」とは，1976年保釈法（Bail Act 1976）の定める保釈中のことをいう。

（注）なお、上記の各条文は，法律制定後の2000年までの法改正を反映した内容である。

フランスにおける刑事裁判権の審級と裁判体の構成（成人）



*この他に特別な裁判所として，高等法院，軍事裁判所，海事裁判所があるが，記載を省略した。

フランスにおける参審制関係条文（仮訳）

・ 刑事訴訟法（Code de Procédure Pénale）

第 2 1 4 条

（ 1 9 9 3 年 1 月 4 日法律第 9 3 - 2 号 ）《 予 審 対 象 者 》 に 課 せ ら れ た 事 実 が 法 律 上 重 罪 と さ れ て い る 犯 罪 を 構 成 す る と き は ， 予 審 は ， 重 罪 法 院 に 公 判 に 付 す る 旨 の 言 渡 し を す る 。

予 審 部 は ， 関 連 す る 犯 罪 を も 重 罪 法 院 の 公 判 に 付 す る こ と が で き る 。

第 2 3 1 条

重 罪 法 院 は ， 重 罪 公 判 に 付 す る 決 定 に よ っ て 移 送 さ れ た 者 を ， 第 一 審 ま た は 控 訴 審 と し て ， 裁 判 す る 全 権 限 を 有 す る 。

重 罪 法 院 は ， 前 項 以 外 の い か な る 重 罪 公 訴 を も 審 理 す る こ と が で き な い 。

第 2 4 0 条

重 罪 法 院 は ， 狭 義 の 裁 判 所 と 陪 審 か ら 成 る 。

第 2 4 3 条

狭 義 の 裁 判 所 は ， 裁 判 長 と 陪 席 判 事 と か ら 成 る 。

第 2 5 4 条

陪 審 は ， 次 条 以 下 の 規 定 に 従 っ て 指 名 さ れ た 市 民 を も っ て 構 成 す る 。

第 2 5 5 条

（ 1 9 7 2 年 1 2 月 2 9 日 法 律 第 7 2 - 1 2 2 6 号 ）《 満 2 3 歳 以 上 の 男 女 の 市 民 》 で あ っ て ， フ ラ ン ス 語 の 読 み 書 き が で き ， 公 民 権 ， 私 権 及 び 親 族 法 上 の 権 利 を 享 有 し ， か つ ， 次 2 条 に 列 挙 す る 無 資 格 者 又 は 兼 職 禁 止 者 に 当 た ら な い 者 で な け れ ば ， 陪 審 員 の 職 務 を 行 う こ と が で き な い 。

第256条

次に掲げるものは，陪審員になることができない。

- 1 (2000年6月15日法律第2000-516号「前科簿第一報告書に重罪又は軽罪による6か月の拘禁刑以上の有罪判決が言及されている者」)
 - 2 (1992年12月16日法律第92-1336号により削除)
 - 3 重罪公訴を受けているもの若しくは逃亡中の者又は勾留状若しくは勾引勾留状の執行を受けている者
 - 4 国，県及び市町村の公務員又は職員であつて罷免された者
 - 5 裁判所補助吏であつて罷免された者及び専門的職業に従事する者であつて裁判所の裁判によって職務の執行を終局的に禁止された者
 - 6 (1978年7月28日法律第78-788号)《破産宣告され，復権を得ない者
- 《7 本法第288条第5項又は刑法(1992年12月16日法律第92-1336号)《第131-26条》によって陪審員の職務を禁止された者》
- 《8 司法の保護下にある成人，後見を受けている成人，保佐を受けている成人及び公衆衛生法L第326-1条からL第355条の規定により精神病院に収容されている者》

第257条(1978年7月28日法律第78-788号)

陪審員の職務は，次に列挙する職務と兼ねることができない。

- 1 内閣，議会，憲法評議会，司法官職高等評議会及び経済・社会委員会の各構成員
- 2 コンセイユ・デタ又は会計検査院の構成員，司法系列の司法官，行政裁判所の裁判官，商事裁判所の裁判官，農事賃借裁判所及び労働裁判所の陪席裁判官
- 3 内閣官房長官又は各省次官，各省局長，知事部局の構成員
- 4 (1985年12月30日法律第85-1407号)《警察又は矯正施設に勤務する公務員，現役軍人》

第258条(1978年7月28日法律第78-788号)

(1981年2月2日法律第81-82号)《70歳以上の者又は重罪法院のある県に主たる住所を有せず第262条に定める委員会に免除請求を行った者は、陪審員の職務を免除する。》

このほかに、委員会が正当と認める重大な理由がある者についても陪審員の職務を免除することができる。

第258-1条(1978年7月28日法律第78-788号)

過去5年間に当該県において陪審員の職務を果たした者については、陪審員年次名簿及び補充陪審員特別名簿への登載を行わず又はその登録を抹消する。

(1980年12月23日法律第80-1042号)《非宗教又は宗教的理由による異議は、陪審員名簿不登載を正当化する重大な理由とは認められない。》

第262条に定める委員会は、重大な理由により陪審員の職務を遂行することが困難と認められる者についても、名簿から除外することができる。本条及び前条の規定に対する違反は、陪審の構成を無効としない。

第291条(1978年7月28日法律第78-788号)

裁判所は、必要はある場合には、各事件の裁判に先立って、第288条、第289条及び第289-1条に定める処置を行う。このほかに、裁判所は、被告人若しくはその(1993年1月4日法律第93-2号)《弁護士》の配偶者、親及び叔父若しくは甥の親等内の親族である者の氏名並びに事件における証人、通訳人、告発人、鑑定人、告訴人若しくは私訴原告人又は事件において司法警察若しくは予審の処分を行った者の氏名を暫定的に名簿から除外し、場合によっては名簿を修正すべきことを命ずる。

第293条

各事件のために指定された日に、法院を開廷し、被告人を入廷させる。

公判の陪審は，公判廷においてこれを構成する。

被告人の（１９９３年１月４日法律第９３ - ２号）《弁護人》が出席していなくても，前項の手続はこれを無効としない。

第２９６条

（２０００年６月１５日法律第２０００ - ５１６号）《公判の陪審は，重罪法院が第一審として裁判する場合には９人の陪審員をもって構成し，控訴審として裁判する場合には１２人の陪審員をもって構成する。》

（１９８３年６月１０日法律第８３ - ４６６号）《裁判所は》，陪審員名簿の抽選をするに先立って，決定で，（２０００年６月１５日法律第２０００ - ５１６号）《公判の陪審員》のほかに，審理に出席すべき１人又は２人以上の補充陪審員を抽選すべきことを（１９８３年６月１０日法律第８３ - ４６６号）《命じなければならない。》

（２０００年６月１５日法律第２０００ - ５１６号）《公判の陪審員》のうち，１人又は２人以上が，重罪法院の決定が言い渡されるまで審理に従事する上で支障を生じた場合には，補充陪審員をもってこれに代える。

前項の交替は，補充陪審員が抽選によって呼び上げられた順序に従ってこれを行う。

第２９７条

陪審員の氏名を投票箱から取り出すに従って，第一に被告人又はその（１９９３年１月４日法律第９３ - ２号）《弁護人》，次いで検察官は，時宜を得て，忌避を相当と思料する陪審員を忌避する。ただし，第２９８号に定める制限に従わなければならない。

被告人，その（１９９３年１月４日法律第９３ - ２号）《弁護人》及び検察官は，忌避の理由を陳述することができない。

公判の陪審は，（２０００年６月１５日法律第２０００ - ５１６号）《第２９６条第一段に定められた区別に従い，忌避されない９名又は１２名の氏名》及び（１９８３年６月１０日法律第８３ - ４６６号）《第２９６条に定める補充陪審員の氏名》が投票箱から取り出されたときをもって構成

される。

第 3 4 0 条

取調中，判事，検察官及び陪審員は，証人の供述又は被告人の答弁中重要と思われる事項を筆記することができる。ただし，そのために審理を中断することはできない。

第 3 4 8 条

裁判長は，裁判所及び陪審が答申すべき設問を読み上げる。設問が重罪公判に付する決定書の文言において提出されたとき又は被告人若しくはその弁護人に異議がないときは，必ずしもこの読み上げをすることを要しない。

第 3 4 9 条

各主設問は，次のように提出する。「被告人は，欺々の行為を犯した罪のある者であるか。」

重罪公判に付する決定書の主文において特定された各事実については，それぞれ 1 個の設問を提出する。

各加重事情に関しては，独立の設問を提出する。

(1 9 9 2 年 1 2 月 1 6 日法律第 9 2 - 1 3 3 6 号) 《刑の免除又は減刑事由が申し立てられたときも，前項と同じである。》

第 3 4 9 - 1 条

刑法第 1 2 2 - 1 (第一項) , 1 2 2 - 2 , 1 2 2 - 3 , 1 2 2 - 4 (第一および第二項) , 1 2 2 - 5 (第一及び第二項) , 1 2 2 - 7 の各条によって定められた刑事無責任事由の一つが存在することが，防御方法として援用される場合には，重罪公判に付する旨の決定書の主文において特定された各事実は，次のような二つの設問の対象となる。

「設問 1 被告人はそのような行為を犯したのか？；

「設問 2 被告人は，この行為について，刑法第・・・条によれば・・・

・ ・ のような人物は刑事責任を問われないとあるが、同条に定められた刑事無責任の恩恵を受けるのか？ ； 」

裁判長は、当事者の合意があれば、被告人が重罪公判に付された事実の全体について、刑事無責任に関する 1 個の設問のみを提出することができる。

被告人又はその弁護人がこれを放棄する場合を除き、本条の適用によって提出された設問は読み上げられる。

第 3 5 0 条

審理の結果、付公判の決定書中に記載されていない 1 個又は 2 個以上の加重事情があることとなったときは、裁判長は、1 個又は 2 個以上の特別設問を提出する。

第 3 5 1 条

審理の結果、事実が重罪公判に付する決定書に示されたところと異なる法律上の罪名を有することとなったときは、裁判長は、1 個又は 2 個以上の補充設問を提出しなければならない。

第 3 5 2 条

設問に関して付帯的係争が生じたときは、裁判所が第 3 1 6 条に定める要件の下でこれを裁判する。

第 3 5 3 条

重罪法院が退出するに先立って、裁判長は、次のような心得書を朗読する。なお、この心得書は、これを大書として評議室の最も見やすい場所に掲示する。「法律は、陪審員が犯罪を認定した方法の当否について弁明を求めるものではなく、また、陪審員に対し、証拠が充足完備しているかどうかの判定につき特別の法則によるべきことを命ずるものでもない。法律はただ、被告人に対して提出された証拠及びその防御の方法が自己の理性にどのような印象を与えたか沈思黙考して自問し、かつ、その真実の良心

に従って探求すべきことをこれに命ずるのみである。法律は、陪審員に対し、『諸氏は真底の心証を得たか。』という1問を発するのみであり、これが陪審員の義務のすべてである。」

第354条

裁判長は、被告人を退廷させる。

(2000年6月15日法律第2000-516号)被告人が拘束されていない場合、裁判長は、必要な場合には、被告人がとどまるべき場所を示して、被告人に対し、合議の間は、裁判所を離れないよう厳命し、この命令に関し守衛長に監視させる。

裁判長は、守衛長に評議室の出入口を監守させる。何人も、いかなる理由があっても、裁判長の許可がなければ評議室にはいることができない。

裁判長は、公判の中断を宣告する。

第355条

裁判官及び陪審員は、評議室に退く。

裁判長及び陪審は、評決をした後でなければ評議室を出ることができない。

第356条

裁判所又は陪審は、評議し、次いで投票用紙により、各設問について別々に順次に投票をする。投票は、まず主たる事実について行い、次いでそれ以外の設問があるときは、(2000年6月15日法律第2000-516号)《刑事無責任原因》に関するもの、各加重事情に関するもの、補充設問、(1992年12月16日法律第92-1336号)《法律上の刑の免除又は減刑事由を構成する各事実》について順次これを行う。

第357条

各裁判官及び陪審員は、前条の投票のため、重罪法院の印を押し、「私の名誉と良心とにかけて、私の答申は……である。」という文言を

記した開封の投票用紙を受け取る。

各裁判官及び陪審員は、次いで、投票用紙に記入した投票を他人が見ることのできないように配列した机上において、「然り」又は「否」の語を秘密に記入し又は記入させる。各裁判官及び陪審員は、記入を終わった投票用紙に封をして、これを裁判長に提出する。裁判長は、これを投票箱に投入する。

第 3 5 8 条

裁判長は、裁判所及び陪審の構成員が投票用紙を確認することができるようにその面前でこれを開票する。裁判長は、即座に、回答された設問の欄外又は末尾に投票の結果を記録する。

白票又は多数決によって無効と宣言された投票は、被告人の有利にこれを算入する。

各票の開票後直ちに、投票用紙を焼却する。

(第 4 項は 1 9 9 2 年 1 2 月 1 6 日法律第 9 2 - 1 3 3 6 号により削除)

第 3 5 9 条

被告人に不利なすべての評決は、(2 0 0 0 年 6 月 1 5 日法律第 2 0 0 0 - 5 1 6 号) 《重罪法院が第一審として裁判する場合には少なくとも 8 票の多数、重罪法院が控訴審として裁判する場合には少なくとも 1 0 票の多数》によりなされる。

第 3 6 0 条

答申が設問を肯定するものであるときは、それが (2 0 0 0 年 6 月 1 5 日法律第 2 0 0 0 - 5 1 6 号) 《第 3 5 9 条によって要請される多数》によるものであることのみを明記するものとし、投票の数を表示してはならない。

第 3 6 1 条

2 個以上の答申の間に矛盾はあるときは、裁判長は、再度の投票を行わ

せることができる。

第361-1条

(2000年6月15日法律第2000-516号)《第349-1条の規定が適用され、重罪法院が第一の設問については肯定的な答申を行い、第二の設問については否定的な答申を行った場合には、重罪法院は被告人に有罪を宣する。重罪法院が第一の設問については否定的な答申を行い、第二の設問については肯定的な答申を行った場合には、重罪法院は被告人に無罪を宣する。》

第362条

(1992年12月16日法律第92-1336号)《有罪を肯定する答申の場合には、裁判長は、陪審員に対して、刑法第132-18条及び132-24条の規定を読み上げる。それから、重罪法院は、直ちに刑の適用にいて評議する。》次いで、各被告人ごとに、秘密投票を行う。

(1992年12月16日法律第92-1336号)《刑の決定は、投票者の絶対多数を必要とする。ただし、重罪法院が第一審として裁判する場合には少なくとも8票の多数、重罪法院が控訴審として裁判する場合には少なくとも10票の多数によらなければ、法定刑の最長期の自由刑を言い渡すことはできない。法定刑の最長期の刑の言渡しについて《この多数》を獲得することができなかつたときは、決定刑が無期懲役の場合には30年を超える懲役を、法定刑が30年の懲役の場合には20年を超える懲役を、いずれも言い渡すことができない。禁固刑の場合にも同様である。》

投票を2回行った後にも多数決による刑の決定を見ないときは、第3回の投票を行う。第3回の投票においては、前回において投票された最も重い刑は、これを除くものとする。第3回の投票においてもなお絶対多数による刑の決定を見ないときは、第4回の投票を行う。以下、その前回における最も重い刑を除きつつ、刑の決定を見るまで投票を続ける。

重罪法院が軽罪の刑を言い渡すときは、多数決で、観察を付し又はこれを付さないで刑の執行を猶予すべきことを命ずることができる。

重罪法院は，付加刑又は補充刑についても，評議する。

第 3 6 3 条

被告人に帰せられた所為が刑罰法規の適用を受けないものであるとき又はもはや適用を受けなくなったとき，又は被告人が犯人でないと宣告されたときは，重罪法院は，被告人の無罪を言渡す。

(1 9 9 2 年 1 2 月 1 6 日法律第 9 2 - 1 3 3 6 号) 《被告人に刑の免除事由が認められるときは，重罪法院は，有罪宣告をした上で，刑の免除を言渡す。》

第 3 6 4 条

評決の記載は，設問の用紙上にこれを行う。裁判長及び抽選によって最初に指名された陪審員は，その場でこれに署名をする。最初に指名された陪審員が署名をすることができないときは，裁判官及び陪審員の多数決で指名された陪審員が署名をする。

第 3 6 5 条

提出された設問に対する重罪法院の答申は，これを取り消すことができない。

・ 刑法 (Code Pénale)

第 1 3 1 - 1 条

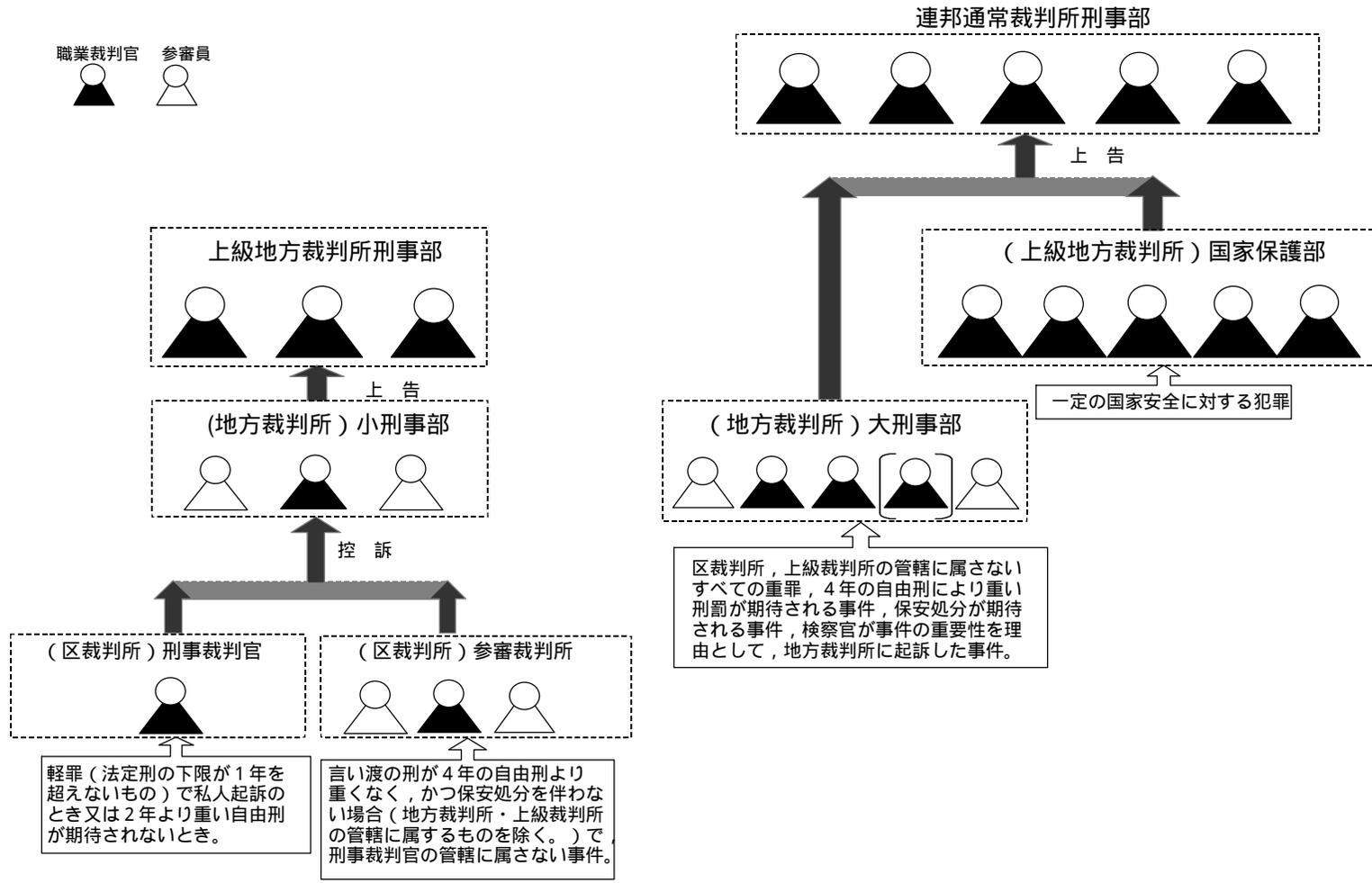
〔 重罪の刑罰の段階 〕

自然人に対して科する重罪の刑罰は，次のとおりとする。

- 1 無期の懲役又は禁錮
- 2 3 0 年以下の懲役又は禁錮
- 3 2 0 年以下の懲役又は禁錮
- 4 1 5 年以下の懲役又は禁錮

有期の懲役又は禁錮の期間は，1 0 年以上とする。

ドイツにおける刑事裁判権の審級と裁判体の構成（成人）



ドイツにおける参審制関係条文（仮訳）

. 裁判所構成法（Gerichtsverfassungsgesetz）

第 2 4 条（区裁判所の管轄）

区裁判所は、次の場合を除き、刑事事件につき管轄権を有する。

- 一 第 7 4 条第 2 項若しくは第 7 4 a 条の規定により地方裁判所の、又は第 1 2 0 条の規定により上級地方裁判所の管轄権が根拠付けられるとき
 - 二 具体的場合において、4 年の自由刑より重い刑罰、刑罰と併科せず若しくは併科する被告人（Beschuldigter）の精神病院への収容処分又は保安監置（Sicherungsverwaltung）が期待されるとき
 - 三 検察官が事件の特に重大な意義の故に地方裁判所に公訴を提起するとき
- 2 区裁判所は、4 年の自由刑より重い刑罰、刑罰と併科せず若しくは併科する精神病院への収容処分又は保安監置を命ずることは許されない。

第 2 5 条（刑事裁判官の管轄権）

区裁判所の裁判官は、次の場合には、軽罪（Vergehen）につき刑事裁判官（Strafrichter）として裁判する。

- 一 それが私人起訴（Privatklage）の方法で訴追されたとき
- 二 2 年の自由刑より重い刑罰が期待されないとき

第 2 8 条（管轄）

区裁判所の管轄権に属すべき刑事事件については、刑事裁判官が裁判しないものに限る、その審理及び裁判のために、区裁判所に参審裁判所を設置する。

第 2 9 条（構成）

参審裁判所は、区裁判所の裁判官を裁判長（Vorsitzender）とし 2 人の参審員をもって構成する。試用裁判官は、任命後 1 年内は裁判長になることはできない。

- 2 事件の状況によってもう1人の裁判官の関与が必要と認められる場合には、検察官の申立てにより、公判手続（das Hauptverfahren）の開始の際、2人めの裁判官の参加（Zuziehung）を決定することができる。上級の裁判所（Gericht höherer Ordnung）が参審裁判所の前で公判手続を開始する場合には、検察官の申立てを要しない。

第30条（参審員の権限）

法律で例外を規定しない限り、参審員は、公判（Hauptverhandlung）中、裁判官の職務を、その全範囲にわたり、かつ、区裁判所の裁判官と同一の表決権を持って執行し、公判の過程で言い渡すべき裁判で、判決と関係を有しないもの及び口頭弁論を経ないでも言い渡すことのできるものにも関与する。

- 2 公判外において必要な裁判は、区裁判所の裁判官によりなされる。

第31条（名誉職）

参審員の職は、名誉職（Ehrenamt）である。ドイツ国民に限り、この職務を執行することができる。

第32条（参審員の欠格事由）

次の各号に掲げる者は、参審員となる資格を有しない（unfähig）。

- 一 裁判の結果として公職就任資格を有しない者又は故意による犯罪のため6月以上の自由刑の有罪判決を受けた者
- 二 公職就任資格の喪失をもたらすべき犯罪のため捜査手続が係属している者

第33条（参審員不適任者）

次の各号に掲げる者は、参審員に任命すべきではない（sollen nicht berufen werden）。

- 一 職務期間開始の時に満25歳に達していない者
- 二 満70歳に達している者又は職務期間開始の時までに満70歳に達す

る者

- 三 推薦名簿（Vorschlagsliste）作成当時，その市町村（Gemeinde）に居住して1年に満たない者
- 四 精神的又は肉体的障害のためその職務に適さない者
- 五 経済的破綻（Vermögensverfall）に陥った者

第34条（参審員不適任者）

さらに，次の各号に掲げる者も参審員に任命すべきではない。

- 一 連邦大統領
 - 二 連邦政府又は州政府の構成員
 - 三 いつでも一時休職させ又は退職させることのできる官吏
 - 四 裁判官，検察官吏，公証人及び弁護士
 - 五 裁判所執行官吏，警察署執行官吏，刑罰執行人並びに職業的な保護司及び保護観察官
 - 六 聖職者（Religionsdiener）及び規約上共同生活を義務付けられている宗教団体の構成員
 - 七 8年間名誉職裁判官として刑事司法の分野で活動し，かつその最後の服務は職務期間開始から遡って8年未満である者
- 2 前項に掲げる官吏のほか，州の法律をもって，参審員に任命すべきでない高級行政官吏を指定することができる。

第35条（参審員職の拒否）

次の各号に掲げる者は，参審員への任命を拒否することが許される。

- 一 連邦議会，連邦参議院，欧州議会，州議会又は第二院（zweite Kammer）の議員
- 二 前職務期間に，40日間にわたり刑事における名誉職裁判官の義務を果たした者及び既に名誉職裁判官として活動している者
- 三 医師，歯科医師，看護婦，小児科看護婦，看護人及び助産婦
- 四 他に薬剤師を雇っていない薬局薬剤師
- 五 職務の行使によりその家族の直接かつ個人的な世話が著しく困難にな

ることを疎明する者

六 満65歳に達している者又は当該職務期間の終了までに満65歳に達する者

七 職務の行使が本人又は第三者にとって、十分な経済的生活基盤を危険にさらす、あるいは著しく損なうことの故に、特別に過酷であることを疎明する者

第74条(管轄)

刑事部は、第1審の判決裁判所として、区裁判所又は上級地方裁判所の管轄に属さないすべての重罪(Verbrechen)につき、管轄権を有する。刑事部は、4年の自由刑より重い刑罰、刑罰と併科せず若しくは併科する精神病院への収容処分又は保安監置が期待されるすべての犯罪及び検察官が事件の特に重要な意義の故に地方裁判所に控訴を提起するすべての犯罪(第24条第1項第3号)についても、管轄権を有する。

2 刑事部は、次の各号に掲げる重罪につき、陪審裁判所(Schwurgericht)として、管轄権を有する。ただし、第120条の規定の効力を妨げない。

一 児童に対する性的虐待致死(刑法第176b条)

二 性的強要致死及び強姦致死(刑法第178条)

三 無抵抗の者に対する性的虐待致死(刑法第176b条との関係における第179条第6項)

四 謀殺(刑法第211条)

五 故殺(刑法第212条)

六 (抹消)

七 遺棄致死(刑法第221条第3項)

八 傷害致死(刑法第227条)

九 未成年者奪取致死(Entziehung Minderjähriger mit Todesfolge)(刑法第235条第5項)

一〇 監禁致死(刑法第239条第4項)

一一 身代金誘拐致死(erpresserischer Menschenraub mit Todesfolge)(刑法第239a条第2項)

- 一二 人質致死 (Geiselnahme mit Todesfolge) (刑法第 2 3 9 a 条第 2 項との関連における第 2 3 9 b 条第 2 項)
 - 一三 強盗致死 (刑法第 2 5 1 条)
 - 一四 強盗的窃盗致死 (刑法第 2 5 1 条との関連における第 2 5 2 条)
 - 一五 強盗的恐喝致死 (刑法 2 5 1 条との関連における第 2 5 5 条)
 - 一六 放火致死 (刑法第 3 0 6 c 条)
 - 一七 核エネルギーによる爆発招来 (Herbeiführen einer Explosion durch Kernenergie) (刑法第 3 0 7 条第 1 項から第 3 項まで)
 - 一八 爆発物爆発招来致死 (刑法第 3 0 8 条第 3 項)
 - 一九 不特定多数者に対するイオン化光線の濫用 (刑法第 3 0 9 条第 2 項及び第 4 項)
 - 二〇 欠陥のある核技術施設の製造 (刑法第 3 1 2 条第 4 項)
 - 二一 溢水招来致死(刑法第 3 0 8 条第 3 項との関連における第 3 1 3 条)
 - 二二 公共上危険な毒物混入致死 (刑法第 3 0 8 条第 3 項との関連における第 3 1 4 条)
 - 二三 自動車運転者に対する強盗的攻撃致死 (刑法第 3 1 6 a 条第 3 項)
 - 二四 航空交通及び海上交通に対する攻撃致死(刑法第 3 1 6 c 条第 3 項)
 - 二五 重要工作物 (wichtige Anlage) の損壊致死 (刑法第 3 1 8 条第 4 項)
 - 二六 故意による環境犯罪致死 (刑法第 3 3 0 条第 2 項第 2 号)
- 2 刑事部は、前 2 項に規定するもののほか、刑事裁判官及び参審裁判所の判決に対する控訴の方法による上訴 (Rechtsmittel der Berufung) に関する審理及び裁判につき、管轄権を有する。

第 7 4 a 条 (国家保護部 (Staatsschutzkammer) の管轄)

その管轄区域内に上級地方裁判所が所在する地方裁判所の刑事部は、その上級地方裁判所の管轄区域に関し、次の各号に掲げる犯罪につき、第 1 審の判決裁判所として管轄権を有する。

- 一 刑法第 8 0 a 条の場合における平和破壊 (Friedensverrat)
- 二 刑法第 8 4 条から第 8 6 条まで、第 8 7 条から第 9 0 条まで、第 9 0 a 条第 3 項及び第 9 0 b 条の場合における民主的法治国家に対する危害

(Gefährdung des demokratisches Rechtsstaates)

- 三 刑法第第 1 0 9 d 条から第 1 0 9 g 条までの場合における国防に対する危害 (Gefährdung der Landesverteidigung)
 - 四 刑法第 1 2 9 条及び結社法第 2 0 条第 1 項第 1 文第 1 号から第 4 号の場合における結社禁止に対する違反 ; 当該行為が , 麻薬法に基づく犯罪である場合には , この規定は適用しない。
 - 五 人身拉致 (Verschleppung) (刑法第 2 3 4 a 条)
 - 六 政治的誹謗 (politische Verdächtigung) (刑法第 2 4 1 a 条)
- 2 連邦検事総長 (Generalbundesanwalt) が事件の特に重大な意義の故に公判手続開始前自ら訴追を担当した場合においては , 地方裁判所の管轄権は消滅する。ただし , 第 1 4 2 a 条第 4 項の規定による送致 (Abgabe) 又は第 1 2 0 条第 2 項第 2 文の規定による移送 (Verweisung) によって刑事部の管轄権が基礎づけられる場合は , この限りでない。
- 3 第 1 項の規定により刑事部が管轄権を有する事件においては , 刑事部は , 第 7 3 条第 1 項に掲げた裁判をもする。
- 4 第 1 項及び第 3 項の枠組みにおいては , 地方裁判所の管轄区域は , 上級地方裁判所の管轄区域に拡張される。

第 7 6 条 (合議体の人員配置)

刑事部は , 裁判長を含む 3 名の裁判官及び 2 名の参審員 (大刑事部 (große Strafkammer)) をもって , 刑事裁判官又は参審裁判所の判決に対する控訴に関する手続においては裁判長及び 2 名の参審員 (小刑事部 (kleine Strafkammer)) をもって , 構成する。公判 (Hauptverhandlung) 以外の裁判には参審員は参加しない。

- 2 主要手続 (Hauptverfahren) の開始に関し , 大刑事部が陪審裁判所として管轄を有する場合ではなく , かつ , 事件の事情又は困難性により 3 人目の裁判官の関与が不可欠であると思われる場合ではないときは , 大刑事部は , 公判において同部を裁判長を含む 2 名の裁判官及び 2 名の参審員で構成することを決定する。
- 3 拡大参審裁判所 (第 2 9 条第 2 項) の判決に対する控訴に関する手続に

においては，2人目の裁判官を関与させるものとする。公判外においては，裁判長が単独で決定を行う。

第77条（地方裁判所の参審員）

刑事部の参審員については，次の基準に従って，参審裁判所の参審員に関する規定を準用する。

- 2 （略）
- 3 （略）
- 4 （略）

第120条（第1審としての管轄）

その管轄区域内に州政府が所在する上級地方裁判所は，刑事事件においては，州の全領域にわたり，次の事件につき第1審における審理及び裁判に関する管轄権を有する。

- 一 刑法第80条の場合における平和破壊
 - 二 内乱（Hochverrat）（刑法第81条から第83条まで）
 - 三 外患（Landesverrat）及び外的安全に対する危害（刑法第94条から第100a条まで）並びに特許法第52条第2項による犯罪，特許法第52条第2項との関連における実用新案法（das Gebrauchsmustergesetz）第9条第2項による犯罪又は実用新案法第9条第2項及び特許法第52条第2項との関連における半導体保護法（Halbleiterschutzgesetz）第4条第4項による犯罪
 - 四 外国の機関又は代表に対する攻撃（刑法第102条）
 - 五 刑法第105条及び第106条の場合における憲法上の機関に対する犯罪
 - 六 刑法第129a条の結社禁止に対する違反
 - 七 通告懈怠（Nichtanzeige）が上級地方裁判所の管轄に属する犯罪にかかる場合における刑法第138条による犯罪の通告懈怠
 - 八 民族謀殺（Völkermord）（刑法第220a条）
- 2 前項の上級地方裁判所は，更に，次の事件につき，第1審における審理

及び裁判に関する管轄権を有する。

一 連邦検事総長が、第 7 4 a 条第 2 項の規定により、事件の特に重大な意義の故に、自ら訴追を担当した場合における第 7 4 a 条第 1 項に掲げる犯罪

二 国内に存在せず又は国内のみに存在するのではない団体であって、その目的又は活動が、謀殺（刑法第 2 1 1 条）、故殺（刑法第 2 1 2 条）又は刑法第 1 2 9 a 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる犯罪を敢行することを対象としているものの活動と関連し、かつ、連邦検事総長が、事件の特に重大な意義の故に、自ら訴追を担当した場合における謀殺（刑法第 2 1 1 条）、故殺（刑法第 2 1 2 条）並びに刑法第 1 2 9 a 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる犯罪

三 当該行為が、状況によれば、

a) ドイツ連邦共和国の存立若しくは対外的若しくは対内的安全を侵害すること、

b) 憲法上の原則を廃止し、適用を除外し若しくは破壊すること、又は

c) ドイツ連邦共和国内に駐留する N A T O 若しくはドイツ以外の同条約締約国の軍隊の安全を侵害すること

が明白でありかつ資する場合であって、かつ、連邦検事総長が事件の特に重大な意義の故に、自ら訴追を担当した場合における謀殺（刑法第 2 1 1 条）、故殺（刑法第 2 1 2 条）、人質（刑法第 2 3 9 b 条）、重大な放火及び特に重大な放火（刑法第 3 0 6 a 条及び第 3 0 6 b 条）、放火致死（刑法第 3 0 6 c 条）、刑法第 3 0 7 条第 1 項及び第 3 項第 1 号の場合における核エネルギーによる爆発の招来、刑法第 3 0 9 条第 2 項及び第 4 項の場合におけるイオン化光線の濫用、刑法第 3 0 8 条第 2 項及び第 3 項との関連における第 3 1 3 条第 2 項の場合における溢水招来、刑法第 3 0 8 条第 2 項及び第 3 項との関連における第 3 1 4 条第 2 項の場合における公共上危険な毒物混入及び刑法第 3 1 6 c 条第 1 項及び第 3 項の場合における航空交通及び海上交通に対する攻撃

事件の特に重大な意義が存しない場合には、上級地方裁判所は、公判手続の開始に際し、事件を、第 1 号の場合においては地方裁判所に、第 2 号

及び第3号の場合においては，地方裁判所又は区裁判所に移送する。

- 3 当該上級地方裁判所は，第1項又は第2項により管轄権を有する事件については，第73条第1項に掲げる裁判をもする。この上級地方裁判所は，更に，刑事訴訟法第304条第5項に掲げられた場合においては上級地方裁判所の捜査裁判官の処分（刑事訴訟法第169条第1項第1文）に対する抗告について，裁判する。
- 4 当該上級地方裁判所は，第74a条の規定により管轄権を有する裁判所の処分及び裁判に対する抗告についても裁判する。
- 5 裁判籍については，一般の規定を適用する。関係する諸州は，協定をもって，第1項から第4項までの規定によって上級地方裁判所に割り当てられた任務を，他の州の領域についても，1つの州の，本条により管轄を有する裁判所に委託することができる。
- 6 第142a条により刑事事件の訴追につき連邦の管轄権が基礎付けられる場合には，当該上級地方裁判所は，基本法第96条第5項により裁判権を行使する。

第192条（定足数；補充裁判官）

裁判官は，法定の人数においてのみ，裁判に関与することが許される。

- 2 長期にわたる審理においては，裁判長は，補充裁判官（Ergänzungsrichter）の関与を命ずることができる。補充裁判官は，審理に出席し，裁判官に支障ある場合にこれに代わることを要する。
- 3 この規定は，参審員にも適用する。

第194条（評議の進行）

裁判長は評議を指揮し，問題を提起し，かつ意見を取りまとめる。

- 2 問題の目的事項，表現及び順序に関し，又は評決の結果に関し，意見の相違があるときは，裁判所が裁定する。

第195条（表決拒否の禁止）

裁判官又は参審員は，先決問題の表決において少数意見であったことを

理由として、ある問題につき表決を拒否することは許されない。

第 196 条（表決割合）

法律に別段の定めがない限り、裁判所は、絶対多数をもって、裁判する。

- 2 それにつき裁判すべき数額に関し 2 以上の意見が生じ、そのいずれも過半数に達しない場合には、過半数を生ずるに至るまで、最も多数に賛成の意見を、順次、次に多い数額に賛成の意見に加算する。
- 3 責任問題を除き、刑事事件において 2 以上の意見が生じ、そのいずれにも必要な多数に達しない場合には、必要な多数意見を生ずるに至るまで、被告人に最も不利な意見を、順次、次に有利な意見に加算する。刑罰問題につき 2 つの意見が生じ、そのいずれも必要な多数に達しない場合には、より軽い意見を適用する。
- 4 2 人の裁判官と 2 人の参審員が配置された参審裁判所において、単純多数決で決すべき問題につき、可否同数が生じた場合には、裁判長の意見をもって決する。

第 197 条（表決）

裁判官は、勤続年数の多少に従い (nach dem Dienstalter)、もし勤続期間同一の場合は年齢に従って表決し、名誉職裁判官及び参審員は、年齢に従って表決する。[勤続期間及び年齢の] 少ない者が多い者に先立って表決する (der jüngere stimmt vor dem älteren)。参審員は、裁判官に先立って表決する。報告担当者 (Berichterstatter) が指名されている場合には、その者が最初に表決する。裁判長は、最後に表決する。

・ 刑事訴訟法 (Strafprozeßordnung)

第 22 条 (裁判官の除斥 - その 1)

裁判官は、次に掲げる場合には、法律上当然に職務の執行から除斥される。

- 一 裁判官が犯罪の被害者であるとき。

- 二 裁判官が被害者又は被害者の配偶者，登録共同生活者(Lebenspartner)，後見人又は介護人(Betreuer)であるとき，又はあったとき。
- 三 裁判官が被疑者又は被害者と直系血族，直系姻族，三親等以内の傍系血族又は二親等以内の傍系姻族であるとき，又はあったとき。
- 四 裁判官が事件について検察官，警察官，被害者代理人又は弁護士として関与したとき。
- 五 裁判官が事件について証人又は鑑定人として尋問を受けたとき，

第 2 3 条 (裁判官の除斥 - その 2)

上訴を申し立てられた裁判に関与した裁判官は，法律上当然に上訴審の裁判への関与から除斥される。

- 2 再審を申し立てられた裁判に関与した裁判官は，法律上当然に再審の裁判への関与から除斥される。原裁判が上訴審の裁判であるときは，その基礎となった下級審の裁判に関与した裁判官も除斥される。第 1 文及び第 2 文は，再審請求の裁判への関与に準用する。

第 3 1 条 (参審員等への準用)

この章の規定は，参審員，及び裁判所書記官(Urkundesbeamte)その他調書作成者(Protokollführer)として関与する者に準用する。

- 2 前項の裁判は，裁判長が行う。大刑事部及び陪審裁判所(Schwurgericht)においては，裁判官である構成員が裁判する。調書作成者が裁判官に所属しているときは，その裁判官が忌避又は除斥について裁判する。